

第10回 成長戦略ワーキング・グループ 議事概要

1. 日 時：令和2年5月12日（火）10:00～12:35

2. 場 所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）小林喜光（議長）、高橋進（議長代理）、大橋弘（座長）、
菅原晶子（座長代理）、岩下直行、高橋滋、武井一浩、谷口綾子、南雲岳彦、
夏野剛

（専門委員）落合孝文、田中良弘、堤香苗、村上文洋

（政府）大塚副大臣、藤原政務官、田和内閣府審議官

（事務局）井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、
小見山参事官、小室参事官、吉岡参事官、赤坂企画官、藤山企画官

（説明者）日本組織内弁護士協会 榊原理事長

日本組織内弁護士協会 矢野パブリックアフェアーズ研究会座長

日本組織内弁護士協会 渡部理事

株式会社帝国データバンク 小田嶋業務推進部サービスサポート課課長補佐

弁護士ドットコム株式会社 橘取締役／クラウドサイン事業本部長

弁護士ドットコム株式会社 クラウドサイン事業本部

リーガルデザインチーム 橋詰氏

法務省 篠原民事局商事課長

総務省 赤阪サイバーセキュリティ統括官室参事官

経済産業省 奥家商務情報政策局サイバーセキュリティ課長

日本トラストテクノロジー協議会（JT2A） 手塚代表

日本トラストテクノロジー協議会（JT2A） 小川運営委員長

法務省 大野民事局参事官

4. 議 事

（開会）

1. 電子署名について

2. 押印についての考え方

3. 規制改革ホットラインの処理方針について

4. 株主総会に係る書類のウェブ開示拡大について

（閉会）

5. 議事概要：

○大橋座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「規制改革推進会議」第10回「成長戦略ワーキング・グループ」を開催いたしたいと思っております。

皆様方、本日はお忙しいところ、御参加いただきましてありがとうございます。

本日は、ウェブ会議ツールを全面的に用いてのオンラインの開催ということで、お手元などに資料を御用意いただいて御参加いただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

なお、会議中は、雑音が入らないよう、画面の左下のマイクのアイコンをミュートにさせていただくようお願いいたします。

御発言の際はミュートを解除していただいて御発言していただいて、発言後、再びミュートにさせていただくということで、お手数をおかけしますが、御協力をお願いいたします。

本日は、玉城専門委員が御欠席、また、小林議長、高橋議長代理、岩下委員、南雲委員、夏野委員、デジタルガバメントワーキング・グループの田中専門委員、堤専門委員にも御出席いただいております。ありがとうございます。

また、本日は大塚副大臣、藤原政務官にも御出席いただいております。ありがとうございます。

早速ですが、本日の最初の議題「電子署名について」に入らせていただきます。

前半は事業者へのヒアリングを行います。

本日は、日本組織内弁護士協会より理事長 榊原弁護士、

パブリックアフェアーズ研究会座長 矢野弁護士、

理事の渡部弁護士、

株式会社帝国データバンクより業務推進部サービスサポート課 小田嶋課長補佐、

弁護士ドットコム株式会社より取締役クラウドサイン事業本部長 橋弁護士、

クラウドサイン事業本部リーガルデザインチーム 橋様にお時間をいただいております。

本日、皆様方、大変お忙しいところ、お越しくださいますありがとうございます。

それでは早速でございますけれども、日本組織内弁護士協会より5分程度お時間をいただいているということで、御説明をお願いできればと思っております。よろしくお願ひいたします。

○日本組織内弁護士協会(渡部理事) 日本組織内弁護士協会の弁護士の渡部と申します。

冒頭、理事長の榊原から説明がございます。

○日本組織内弁護士協会(榊原理事長) 本日は貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

私どもは約1,800名の組織に勤務する弁護士の団体です。緊急事態宣言下、約9割の会員がテレワークを既に実施しておりますが、捺印のために出社せざるを得ないという声が多く寄せられております。是非電子署名法で、クラウド型電子署名を認めていただきまして、

企業が新しい働き方に移行できますように環境整備を御支援いただけますと幸いに存じます。

詳細は渡部理事のほうから御説明させていただきます。

○日本組織内弁護士協会（渡部理事） 委員の皆様、おはようございます。

ここからは弁護士の渡部が説明申し上げます。

全体として、スライドは改正の必要性、許容性を順番にお話しする構成となっています。

1枚目のスライドですが、電子署名法の改正の必要性を上から3つ述べたものです。

まず第1に、コロナ禍での押印のための出社です。報道でも委員の先生方御承知のとおり、現在、電子契約への移行が急務となっております。

第2に、電子契約への移行に当たっては、企業は組織内弁護士・法務部門を中心に実印等の長所・短所を検討いたしますが、実は現在主流であるクラウド型電子署名が電子署名として法律上保護されているのであれば、移行への懸念点が減り、突破口になります。

一番下の第3に、実はこの電子署名法ができたのは20年前の2000年でございます。2006年にクラウドが登場する前の法律というのがこの後の議論に大きく関わってまいります。

次に、画面に映し出されたこちらのスライドは、電子署名法の改正の必要性としてクラウドの隆盛をお示したものです。クラウドとは、様々なITリソースをインターネットを使って必要なときに必要なだけ利用できるサービスを言いますが、総務省の白書自身が認めておりますとおり、現在、クラウドは大きな伸びを示しております。ここでのキーワードは、クラウドは20年前には存在していない技術、ニーズであったという点でございます。

さらに、電子署名法の改正の必要性として、技術的中立性が本日のディスカッションの中で最大のキーワードになると考えています。この後、官庁としては、海外には例がないというようなことを委員の皆様にご説明されるかもしれませんが、しかし、我々としては問題を矮小化してはならないと考えております。

実際に、英国の規制改革会議に相当するUK Law Commissionでは、我々のリサーチによれば2019年9月に報告書を公表しており、この中で英国の既存の法令が発展する技術に十分な柔軟性を有するために特定の措置は不要であると述べており、さらに下線部のところでございますが、特定の技術に準拠する法令はすぐ古くなり、よりよいソリューションを排除してしまうという危険性をクリアに警告しております。つまり、20年前の電子署名法はよりよいソリューションを排除していないかという点を今問われなければならないと考えております。

そして、スライドの右側の青い折れ線グラフ、特に赤丸のところに御注目いただければ幸いです。これは、ロンドンに拠点を有するグローバルローファーム内のデータでございます。このローファームが全世界的に用いているクラウド型電子署名の国際的なサービスを利用して締結された契約書の数を示しています。このグラフのとおり、2020年3月以降に急増し、2020年4月分だけで2020年のおよそ50%を占めるという変化が起きております。

このようなコロナの状況変化が足元で起きており、本日3番目にお話しされるクラウドサイン社は日本では8割のシェアがあるとされておりまして、現状この8割という実態が法律の電子署名に含まれていないという状態が生じております。

では、20年前の電子署名法をアップデートすることの副作用、深刻な問題は生じないのかという点も検討しなければなりません。我々の考えでは大きな問題はないと考えています。それは、このスライドにありますとおり、法令改正の許容性が大きく3つあるためです。

まず一番上でございますが、もともと電子署名法は技術的中立性を念頭に立法されました。しかし、残念なことに20年前はクラウドコンピューティングが本格的に誕生する前であったため、もともとICカードを念頭に置いていた「物件」という一語がたまたま法律に入ってしまった。このため、本改正は2000年当時の立法者が込めた技術的中立性を回復するようなアップデートであると考えています。

そして、2番目に、安全性はクラウドでも同等以上という点が挙げられます。クラウド認証は、過去の一時点の電子認証を収めたICカード等と異なり、ほぼリアルタイムにTrusted Third Partyによる認証が可能であり、さらに目や静脈を使ったバイオメトリクスとの技術の併用も可能であり、また、第3に認証手段を何重にも構築できると言われております。

さらに、第3に大きな点として、現在公的監督の規制外にある大手の事業者等に対しても十分な規制が及び得るといえる点がございまして、すなわち、現在、大手は認証を受けたくても認証を受けられない状態にあり、これを新たな認証制度の枠内に収めることにより、例えば法35条に定める報告徴収や立入検査等の事前・事後の公的監督が期待できます。

このように、本件は法令を改正したとしても十分な許容性があると考えております。

最後に、本日のプレゼンテーションをまとめさせていただきます。このとおり、我々としては規制改革推進に関する答申において、電子署名法においてクラウド型電子署名を認める旨の法令改正をお願いしたいと考えております。我々企業や組織が電子契約に移行・成長できる環境を整備いただきたいと願っております。

そして、末尾になりますが、コロナ禍のcrisis、危機という語源は、古代ギリシャ語では必ずしもネガティブな意味ではなく、ニュートラルに「決定的な分岐点」を意味しておりました。本日の成長戦略ワーキング・グループの御議論が、日本にとって危機時のポジティブなよき決定の先例となることを願っております。

我々からの説明は以上のとおりです。よろしく願いいたします。

○大橋座長 どうもありがとうございました。

続きまして、帝国データバンクより5分程度で御説明をお願いいたします。

○株式会社帝国データバンク（小田嶋課長補佐） では、帝国データバンクのほうからまとめのプレゼンテーションを行います。

先に、帝国データバンクがなぜ電子証明書を発行しているかというところをまず簡単に

御説明します。なぜ帝国データバンクが電子証明書を発行しているかというところなのですけれども、我々、御存じのように信用調査を行っておりまして、そのときには企業の実在性を確認しています。インターネットでも同様で、企業が確かに実在することを確認し、電子証明書を発行しております。

1999年には業界としていち早く電子証明書の発行を開始し、電子署名法に基づく認定も2001年に実施しております。2003年からは電子申請に利用できるTypeA、2006年にはより手軽に多用途に利用できる電子証明書Class2の発行を開始しております。

今回のプレゼンにおいて、不要不急の外出を自粛する中で企業のリモートワークが推奨されているところですが、阻害要因の一つとして業務における判子の押印が挙げられています。前提として、業務の見直しにより押印自体が不要であればそのように仕分すればよいものと考えています。押印が必要とされる業務、例えば契約書には電子署名が活用される想定です。その他含めまして、電子署名が広く利用されるためにどのような方策が必要か検討した結果を次に示します。

場面別に普及に必要な改善案を示します。

①としまして、CtoG、マイナポータルを利用したマイナンバーカードでの電子署名が挙げられます。3点挙げます。国民全配付が効果的だと思いますし、銀行口座のひもづけも併せて実施したいと思います。現況で必要性も再認識されたものと思っています。また、活用のしやすさも検討が必要で、パスワードの忘却や紛失・盗難時の再発行手続がセキュリティを担保しつつ簡便なことが望まれると思います。

②のBtoGですが、署名法に基づく認定認証事業者の電子証明書による電子署名が適しています。電子署名の真正性が確認可能な仕組みとして、GPKIやLGPKIが整備済みですので、受入れシステムとしてもe-Govなどがあります。あとは政府や地方自治体のバックオフィスの情報連携によるデジタルファースト・コネクテッド・ワンストップ・ワンズオンリーを是非実現していただきたいと思っています。ちなみに、認定認証事業者の電子証明書には法人番号が格納されていますので、バックオフィス連携に適していると想定します。

また、電子申請にはモチベーションの向上策や推進策も必要だと思っています。

なお、地方自治体の申請システムは共通化が望まれていて、行政単位で異なる運用を防止したいと思っています。例示としましては、地方自治体の電子入札システムは共通の画面、動作のため、利用する受注者には理解しやすく、自治体によってですけれども、ほぼ100%電子化ができていると聞いています。

③BtoBですけれども、電子署名法に基づく特定認証業務の電子証明書で電子署名も利用可能です。こちらは認証方法に関しては整理が必要だと思っています。近年、お客様とよく会話すると、アプリケーション間の相互乗入れが重要だと認識しています。電子契約システムやEDIは数が多いのですけれども、同一の業務の多端末化を特に中小企業で余儀なくされています。これを抑止するために、アプリケーション間での相互乗入れを可能とするように関係ベンダーに要望すべきだと思っています。

そして、リモート署名に関してですが、安全・安心に利用可能な環境整備も重要視しています。総務省の記載していましたが最終取りまとめで「電子署名法の下でリモート署名の位置づけに関して検討することで整理」となっておりますし、民間団体の日本トラステクノロジー協議会の「リモート署名ガイドライン」が参照可能となっております。

最後にCtoBですが、規制を開放の上でマイナンバーカードでの電子署名を用いたいです。民間で厳密な本人確認を要する電子署名はマイナンバーカードが求められると思いますが、記載した施行規則によって現行では取扱いはプラットフォーム事業者に限定されるため、利活用が難しい想定しています。

次に、環境別の改善提案です。

1点目、電子署名に関する教育・周知です。署名法は成立後20年が経過しますが、国民全体にはまだ行き届かないという状況になります。マイナンバーカード等を含めて、今後のデジタルガバメント推進などの施策とともに、国民が理解しやすい案内や広報活動が必要だと思っています。

2点目は、押印対象書類によっては長期保存が必要ですが、電子証明書の有効期限を超えますので、タイムスタンプの活用が必要です。

3点目、ビジネスでは、意思表示は不要ですけれども、発出証明及び改ざん検知が可能であるeシールによる電子署名の活用も必要だと思っています。

4点目として、上記の2、3は総務省で今年度検討会を立ち上げて検討を開始していると認識しています。重要なことは、全省庁による積極的なサポートが必要だと感じています。

5点目として、タイムスタンプ、eシールとも国際的な相互認証をあらかじめ視野に入れておくことが重要で、既に経済がグローバル化している中でガラパゴス化は後々致命的だと感じています。

6点目、電子署名法へ認証用途の追加を要望するものです。こちらはマイナンバーカードや政府の官職証明書、地方自治体の職責証明書でも、認証用途の証明書が存在して、法律でも定義済みですけれども、電子署名法にはありません。マイナンバーカードと同様に規定されると、利活用が拡大し、デジタルガバメントなどにも寄与すると想定します。詳細についてはリンクを御参照ください。

最後に、規制改革の観点として、国内の事情、特に提供者側の論理だけを取り上げるとガラパゴスになりかねないと思っています。先行しているEUの状況などを正しく理解した上で規制改革の検討を行うべきだと思っています。そうでないと、今後国際的な相互性を失ってしまって、結果的にグローバルに展開する企業に不利益を与えかねないと思っています。

もう一つは、デジタル化においてセキュリティーの観点は非常に重要だと思っています。国際的流出の観点から、安易なデジタル化で低セキュリティーは避けられるべきだと思っています。概して、低セキュリティーはのちのち高コストになりかねません。

最後に、電子署名はSociety5.0、Data Free Flow with Trust、情報銀行、データ取引市場などのキーワードに対して活用、貢献できるものと考えております。

以上です。御清聴ありがとうございました。

○大橋座長 どうもありがとうございました。

続いて、弁護士ドットコムより5分間御説明をいただけますでしょうか。

○弁護士ドットコム株式会社（橋取締役） 承知いたしました。

初めまして。弁護士ドットコム取締役で弁護士もしております橋と申します。

まず弁護士ドットコムの説明からなのですが、私たちは電子契約サービスを運営しております、まさに今回電子契約を運営している当事者の一人でもございます。

その中で5年間電子契約サービスを運営してきました、何が電子契約を阻んできたか。それは法律と商慣習の2つが問題だと、まさに民間企業の声聞いてきました。その主な原因は2つ目である押印が主、電子署名はあくまで副次的なものであるという現行の法制度及び現行行政の実務にあると考えております。諸外国に関しましては、電磁的に作成されるいわゆる電子契約の法的効力を認めておりまして、これがデジタルファーストの加速に資していると考えております。順を追って説明さしあげます。

弁護士ドットコムは15年前に創業いたしまして、2014年に東証マザーズというところに株式上場いたしました。2015年からクラウド型の電子契約サービスであるクラウドサインを運営し、矢野経済研究所様の調べによると、現在は国内の業界シェアの実に80%以上がクラウドサインとしております。5年間ではあるのですが、日本の350~400万社と言われる企業数からいうとまだまだ道半ばではありますが、8万社に導入してクラウドサインを日々活用いただいております。

しかしながら、まだ日本の電子契約の採用率でいきますと44.2%とされております。まだまだ普及するべきですし、この44.2%に関しても、自社のグループ会社の契約書で使っていますとか、例えば発注書だけで使うけれども重要な契約はクラウド契約で使いにくいとか、一部でとどまっていると見ますので、日本全体の契約書でいくとまだまだ1~2%ぐらいしか電子契約は採用されていないのではないかとこの感覚でおります。

なぜ使えないか、これもデータがございました。これは上位の6つの項目を挙げさせていただいているのですが、一言でいくと、説明コストが高いということと行政のところでは使えない。この2つが問題になっています。社内で電子契約を使うと便利だよという説明コスト、プラス自社で説得して電子契約を使ったとしても、取引先が1万社あります。この1万社に電子契約のメリットを説明するのは非常に手間がかかるということで、商慣習全体が変わらないと、1社が便利だなど思っている、取引先みんながまだまだ押印を主としていけば変わらない。判子社会全体が変わらなければいけないというような難しい点を実務で運営して日々感じております。

その一つが一番下の電子契約の法制度要件が分かりにくい。先ほど渡部弁護士がおっしゃっていましたとおり、電子署名法はクラウド型を前提としていない。この法制度が分か

りにくいことが一つの理由になっています。これは何か。電子契約、押印が主としている法律というのが主に2つあります。民事訴訟法の228条、これは法律家でない方はびっくりされると思います。これは何かというと、訴訟法上、押印があるとその契約は偽造されていない真正に成立されたものと推定される。押印がないと推定効が働かない。たった赤い丸い判子があるだけで、その文書が偽造されていないと推定効を与える。これが現行の民事訴訟法になっています。

先ほど渡部弁護士からあった電子署名法は、基本的には同じように民事訴訟法上、偽造がない真正に成立したものを推定するものになっています。クラウド型を前提とせず、物理的なICカードを使わなければ推定効は働かない。これが電子署名法になっています。

ですので、私自身としては渡部弁護士と同じように、電子署名法はクラウド契約を前提とすることを入れるとともに、民事訴訟法228条が押印を前提としていることもまた議論が必要なことだと個人的に思っております。

電子署名法に関しては、ページの左側に細かくいろいろあるのですけれども、全部読み上げるつもりはなくて、押印に関してはどこでも入手可能で、誰でも買えて、その技術要件などは一切定めがありません。右側の電子署名に関するもの、現行の電子署名法を見ていただければ、読み上げるつもりもないのですけれども、ある認定事業者から発行を受けなければ電子署名法が適用されませんか、ほかにも品質の基準が厳格に定められています。技術というのは日々刻々と変化します。ですので、この技術的な基準をものすごく定められると、時代の変化に合わせるものがなく、結果として2020年現在クラウドサインをはじめとした普及実態のあるクラウド型の電子契約というのが、電子署名法から法の外になってしまうというようなことが生じております。

ですので、これはTwitterとかで是非検索していただきたいのですが、日々、クラウドサインで締結されたけれども、それを法務局の登記に申請したら断られましたといった行政実務もありますので、結局行政の実務と法制度が一体となって変わらなければ、いかに民間が電子契約を求めても変わらない。これが現状になっております。

ですので、これは新経済連盟の説明で、個別法としてこの法律を改正してください、この法律を改正してくださいという各論はあるのですけれども、私としては先ほどの電子署名法と民事訴訟法制度が変わらなければ、各論が変わっても結局大本となる総論の母体の法律が変わらなければならぬと考えております。

ですので、私たちのグレーゾーン解消制度で、建設業法で使っていないですかなど個別法を一つ一つクリアしていったのですけれども、結局大本の民事訴訟法が変わっていないというのが現状になります。

最終ページは、米国とヨーロッパがどうしているかになります。米国のe-Sign法という連邦法がございます。これは、電子契約に関しても公的効力を否定してはならないという明文がございます。EUにも同様の法令がございます。ですので、このような正面から電子契約を否定してはならない、プラス先ほどのとおり押印にだけ民事訴訟法の推定効を与え

るという効力が発生する、これは是非改正を含めた議論をするべきだと考えております。
以上となります。

○大橋座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいま3社からいただきました御説明に対して御意見、御質問を受けたいと思います。

御発言の際は、Zoomに手を挙げるという機能がありますので、その機能を使って示していただいたら、私のほうで指名をさせていただきます。

ところで、ちょっとお時間が押してしまっておりまして、本来10時35分ぐらいまでに終えるという感じで念頭に置いていたのですがけれども、若干時間が押してしまうかもしれません。申し訳ございませんけれども、お付き合いいただければと思います。

それではまず、夏野委員からお願いいたします。

○夏野委員 ありがとうございます。

今、皆さんから御説明いただいて状況が非常によく分かったのですが、特に最後の弁護士ドットコムさんのところから、民事訴訟法228条のいわゆる署名または押印の推定というのが、法務省さんなどに言わせれば、それは推定だから別にそれに限るものではないと言うのでしょけれども、実際にどういうふうに直す、あるいはどういうふう電子署名をこの中に入れていくと実効性があるのでしょうか。

○大橋座長 限られたお時間なので、ある程度御質問をまとめさせていただいて、後で御回答をいただければと思います。

それでは、谷口委員、お願いいたします。

○谷口委員 ありがとうございます。

事実確認なのですが、皆さんの問題意識はとてもよく分かりましたし、是非変えていくべきだとは思いますが、法律が専門外なので教えていただきたいのですが、最初の御説明の7ページの「公的監督が規制外の事業者に及びうる」ということの意味を教えてくださいませんか。

以上です。

○大橋座長 ある程度まとめさせていただければと思います。

次に高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 ありがとうございます。

私はデジタルガバメントのほうの仕事もしています。行政が妨げているという話があったのですが、これはどのように変えたらいいか。法令所管官庁が電子署名も受け付けるということを法令解釈上明確にすれば克服できるとお考えでしょうか。その辺を御教示いただきたいと思います。

○大橋座長 ありがとうございます。

あと3名いらっしゃるので、まとめさせていただきます。

岩下委員、お願いいたします。

○岩下委員 岩下でございます。

今、大変よく分かりましたが、私が質問させていただきたいのは、最初の組織内弁護士協会さんと最後の弁護士ドットコムさんのほうで、クラウドサインの有効性あるいは安全性についてお話があったかと思えます。他方、帝国データバンクさんのほうでは、伝統的な電子署名法に基づくいわゆる正式な電子署名が必要である、EU等の動きもという話があったと思うのですが、クラウドサインさんの中で使われている技術というのは、幾つか外形的な生体認証を可能などということは分かったのですが、電子署名法の想定しているデジタル責任者に匹敵するような真正性及び本人認証等が可能な仕組みになっているのか。それとも、それはThird Partyであるクラウドサインのセンターを信用すれば可能ですという構造になっているのか、その部分について構造を教えていただければと思います。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、落合委員、お願いできますか。

○落合専門委員 では、落合のほうから質問させていただきたいと思えます。

弁護士ドットコムさんとJILAのお二人、弁護士の資格をお持ちの方々にお話ししたので御質問したいと思うのですが、今、電子署名の議論をしておりますが、もともと電子署名法の要件というのは、実印を押印しているような推定が働く場合と対比して議論しているのではないかと考えております。

一般的に企業の実務内でも、必ずしも登録されているような印鑑、社印などを押されるような場合は少ないと思えます。また、法令に基づいて書面を作成するような場合でも、例えば処方箋などの場合ですと、印鑑と言ってもシャチハタで押していたりすることもあり、そのほかの場合でも、上司から電話がかかってきて、机の中に印鑑が置いてあるから押しておいてくれといったような場合もあると認識しています。押印というのは、押印で何をしようとしているのかということと考えれば、おおまかには本人確認と権限認証と、あとは偽造改ざん防止というものもあるのでしょうか。こういった関係で全然登録もされていない、管理もされていない印鑑というのは本質的に意味があるとお考えになるでしょうか。民事訴訟法との関係でも必ずしも推定効を受けられないような場合もそれなりにあるのではないかと考えております。この点についてお二人から御意見をいただければと思います。

以上です。

○大橋座長 あと、菅原委員と武井委員の御質問をいただいて御回答をいただければと思います。

では、菅原委員、お願いいたします。

○菅原座長代理 ありがとうございます。

私は法律の専門家ではないので、実務の視点から質問させていただきます。

先ほど根本的に変えていくには民事訴訟法を見直すことが重要だとのことですが、個別業法で対応しては進まないということだと思います。個別の業法で動かしてはかなり時間を要し、グローバルな動きを考えるとそれでは遅い。民事訴訟法の他に横串しで対応する方法のお考えがあるか、立法措置が困難な場合のいいアイデアがあれば教えてください。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、武井委員。

○武井委員 ありがとうございます。

まず、組織内弁護士さんの分かりやすい御説明、ありがとうございます。物件の固定化が20年前の法律で、技術のいろいろな促進、革新についてっていないのではないかとこの問題提起だと思います。

1点、おっしゃった点の中で、官庁にお話しされたときに、海外ではそんな例はないとおっしゃっているという箇所がございましたが、もう少しどういうことなのかご説明いただければと。海外ではクラウドサインを電子署名と認めていないという意味なのか、どういうことを官庁から言われたのかを教えてください。

あと、組織内弁護士さんと帝国データバンクさんの両方になのですが、さっき落合委員もおっしゃったのですが、この話は判子をなくした瞬間、全部電子署名なのかということではなくて、判子と電子署名の間にもうちょっと中間的ないろいろな手段はあるのだと思っています。さっき落合さんがおっしゃったとおり、今の電子署名が実印の代わりだと考えると、実印以外のものも判子として使われているわけなので、中間的なものとしてどういったものを考えていらっしゃるのか。

あと、帝国データバンクさんの資料ですと、BtoGやCtoGでマイナンバーとかいろいろ書かれています。たとえば商業登記などの添付の議事録などのときに個人の方は三文判を押しているわけですが、その代わりは電子署名しかないのかということに関して、帝国データバンクさんの資料の4ページだとどこになるのかがよく分かりませんでしたので、その点は帝国データバンクさんにもお聞きしたいと思います。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

夏野委員をはじめ、7名の方から質問をいただいたのですけれども、順に御回答いただければと思いますが、JILA様からいただいてもよろしいですか。

○日本組織内弁護士協会（渡部理事） かしこまりました。渡部でございます。

まず、谷口委員から我々に御質問がありました、及び得るところについて御説明申し上げます。資料の7ページの「公的監督が規制外の事業者にも及びうる」の「及びうる」の意味でございますけれども、実はこの認定というものはいわゆる許可や登録ではなくて、各事業者が自社として自主的に手を挙げて認定を受けたいという場合に受けられる

ような制度になっております。そのため、認定を通じて受けたい業者についてはこのような管理、監督が及ぶという意味で「及びうる」という文言を使っておりました。

御説明になっておりますでしょうか。

○谷口委員 はい。ありがとうございます。

○日本組織内弁護士協会（渡部理事） ありがとうございます。

続いて、落合先生からいただきました御質問についても、我々として少し回答を申し上げます。落合先生の質問としては、まず電子署名法の要件と実印と比較しての効果という点について御質問いただいたと理解しております。

我々の資料の3ページのほうで、実際になぜ判子が今、会社でワークしているのかというところを組織内弁護士の観点から分析いたしました。会社の中で会社の代表印やいろいろな押印をする場合というのは、実際にさまざまなワークフローでの申請を出したり、例えば総務部に掛け合ったりして、実際はいろいろなリアルタイムの認証を物理的に受けていることが一つ理由ではないかなと思っています。

具体的には、例えば私が会社の中である契約書の判子の押印が欲しいといった場合に、勝手に持ち出すことはできませんので、様々な会社の部署、いろいろな人を通り抜けることで認証を得られているのではないかと。そういう意味では、判子が伝統的に信頼を得ていたというところにも、我々は価値があると思っています。

ただし、このコロナウイルスの状況下で、物理的なオフィスに出社してリアルタイムの会社内での認証を受けることができなくなっている。そこが一つ問題の本質であると考えられています。ですので、実印の重要性というのはありながらも、電子署名のほうにいかにもスムーズに移行する環境をつくっていくかというところが議論のポイントになるのかなと考えております。

落合先生、ちょっと拙い説明でございましたが、説明になっておりましたでしょうか。

○落合専門委員 そうしましたら、ちょっと追加ではあるのですが、実印ではない場合について、また、JILAさんに所属の先生方が入られている会社さんというのは比較的大きな会社さんも多いと思っています。そういう意味で言いますと、もう少し中小企業だったりすると必ずしもちゃんと管理されていないような場合もあると思っています。こういう場合でも、実際に民事訴訟法上の効果も考えたような場合に、必ずしも管理をされていない印鑑を押すことにどこまで意味があるのだろうかということもあるとは思っておりますが、これはいかがでしょうか。

○日本組織内弁護士協会（渡部理事） これは協会内での意見ではないので、個人的な考えになってしまうのですが、そうは言っても、会社の代表印や押印というのは一般的にはしっかり管理されているところも、実際に私の会社もアメリカの日本の子会社で人数も30～40名程度の会社ではございますが、そこは代表取締役が中小企業みたいな形で必ず常に代表印を脇に抱えているような状態なので、そういう企業でも今なお実印の効果というのは意味があるのではないかなと個人的には考えております。

○落合専門委員 ありがとうございます。

実印のほうについて特に何か申し上げたいというよりは、どちらかというと実印以外の印鑑のほうについて申し上げたかったというものです。要するに、例えば行政の場合などですと、何でもいいからとにかく印鑑を押してくれという書類がよくあると思いますし、個人の認印でもいいから何か押してくださいというものもあります。こういうものはほとんど意味がない場合もあるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○日本組織内弁護士協会（渡部理事） もしこの点、可能であればまたクラウドサイン様のほうが恐らく実務に精通されておりますので、日本組織内弁護士協会としてはここまで私見の共有ということで御容赦いただければと思っております。

○落合専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○日本組織内弁護士協会（渡部理事） 恐れ入ります。

そして、そのほかの御質問として、菅原委員のほうから民事訴訟法の改正が必要ではないかという論点に触れたので、少し触れさせていただきますと、日本組織内弁護士協会としては、民事訴訟法の改正はかなり大きな仕事だと思っております。それよりも、説明申し上げたとおり、20年前から変わっていない電子署名法をまず変えて、マーケットシェアの8割を占めているクラウド型の電子署名を認めることがまず大きな突破口になるのではないかなと考えております。実際に電子署名法が改正されれば、電子署名としてクラウドサイン等で行われたものも推定効が及びますので、まずは我々としては電子署名法の改正という一点について突破口にさせていただければと思っております。

もし我々のほうの質問でアドレスできていないものがあれば、御教示いただければ幸いです。

○大橋座長 武井委員が海外のお話をされていたと思うのですけれども、そこもお願いできますか。

○日本組織内弁護士協会（渡部理事） かしこまりました。

調査の時間の関係で、海外のリサーチというのは完全には終わっていないのですけれども、これは行政から直接言われたわけではなくて、これまでなぜこの改正が進まないのかといった議論の一端として、海外でこのような推定効を認めるような法令がないということの間接的に伝聞したことがございます。ですので、この部分はこのような御示唆があった場合には、そこが問題点ではなく、技術的中立性のほうが議論されるべきではないかという趣旨で申し上げたものでございます。

お答えになっていれば幸いです。

○大橋座長 よろしいですか。

関連する論点もありますので、弁護士ドットコムさんに次にもお願いしてもよろしいですか。

○弁護士ドットコム株式会社（橘取締役） 承知いたしました。

まず前提として、判子か電子契約かの二択だとは私たちも思っておりません。サインで

も、ヤマト運輸から受け取って本人確認のためにサインしました。これも一つの本人確認手段ですし、生体認証を利用して顔認証で空港を突破することも一つの本人確認手段だと思っています。その意味で、判子が各論として本人確認手段として優れている場合もあると思っておりますし、クラウド型の電子契約というものが優れている場合もあると思っております。ですので、それは時代に合わせて、浸透しているデバイスに合わせて、インフラに合わせて判断していけばいいと思っています。

ですので、問題点として、夏野委員から何を变えればいいですかという御質問がございました。これに回答いたしますと、あまたある本人確認手段でなぜ押印だけが民事訴訟法上の推定効という効力が及ぶのか。この優越的地位、いろいろある本人確認手段のうち、なぜ押印だけが推定効が及ぶのか。なので、2つ方法があると思っています。

まず一つは、施行規則で実態に合わせてこの基準を追加、または法律ではなくて施行規則に落として、クラウド型の電子署名を今の時代に追加すればいいと思います。または、228条4項を削除して、押印だけが優越というのをなくして、どれも推定効を及ぼさずにオープンに考える。この2つがあると思っております。

これが夏野委員に対する回答でございます。

これが訴訟法上の話で、もう一つが行政実務の話です。これはクラウド型の電子署名で結んだ場合、法務局に登記が通らないという問題に関しては、各省庁は法律またはガイドラインを変更する必要があるということになっております。こちらが一つ回答になっております。

先ほどの判子というのは意味があるのかという落合委員の御質問なのですけれども、法律上の実印、印鑑登録をした印鑑登録に基づく実印というのは、先ほどの渡部弁護士のとおり意味があると思っております。なのですけれども、それに基づかないシャチハタなどは会社としてのただの儀式的なものですので、これは法的に意味がないものと判断しております。

時間もございますので、全て回答にはならないのですけれども、私の意見としてはそこがメインの回答になっております。

○大橋座長 岩下委員のほうからも多分技術的なクラウドサインのお話もあったかと思っただのですけれども、後ほど御回答いただく形でも構いませんが、もし簡単にあれば。

○弁護士ドットコム株式会社（橘取締役）クラウドサインに関しましては、本人確認手段というのは技術で補っております。電子署名法はICカードが物件という指定をしているのですけれども、私たちはICカードではなくてメールアドレス、いわゆるログインID、パスワード、プラス、アクセスコードといういわゆる二段階認証と言われている方法で本人確認をして、本人確認したメールアドレスに対して契約が同意したものに電子署名のタイムスタンプを刻印するというものになっております。ですので、電子署名法は物件と指定があるので、我々は物件ではないので電子署名法の範囲外でして、我々は二段階認証で本人確認をするとなっています。

○岩下委員 岩下ですが、私が質問したのは、今クラウドサインさんがお使いになっているらっしゃる電子署名をつけてとおっしゃったのは、例えばRSAやECDSAといった形のいわゆるデジタルシグネチャーなのでしょうか。その場合の秘密鍵の管理は誰がどうやっているのですか。

○弁護士ドットコム株式会社（橘取締役） 私たちは、技術的基準を満たした電子署名会社様から仕入れて、ユーザーに対して打っているような形になります。ですので、我々でいくと今、デジサート社が買収したシマンテックという電子署名会社（証明書プロバイダ）から電子証明書を仕入れて、お客様が同意した瞬間に電子署名を付すというような形式になっております。

○岩下委員 多分シマンテックは電子署名会社ではないです。それはそれとして、シマンテックの技術を使って何がしかの電子認証を行っているけれども、詳細についてはシマンテックの責任であるという御説明でよろしいですか。

○弁護士ドットコム株式会社（橘取締役） はい。この仕入選定基準は私たちの責任なのですけれども、電子署名という技術自体はシマンテックのものに依拠しております。

○岩下委員 あまり拘泥しませんが、電子署名という言葉が該当するのかどうかということがここでは問題だと思います。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、帝国データバンクさんのほう、可能であれば手短にお願いできますか。

○株式会社帝国データバンク（小田嶋課長補佐） まず、判子をなくしたら、例えばマイナンバーカードとかといったものしかないかということ、実はいろいろな段階のものがあると思っています。認定認証業務のものもありますけれども、特定認証業務といいまして、例えば住民票や印鑑登録証明書がなくても、その会社の認証方法によりますが、認証を経て発行した電子証明書もありますので、必ずしも実印相当の電子証明書だけというわけではなくて、いろいろなものがあると思っています。先ほどの我々の資料の3ページ目、BtoBのところを書いてありますけれども、特定認証業務の電子証明書というものもありますので、二択とかということではないと思っています。

もう一つは、今、総務省さんで検討を開始されていますけれども、似たようなものと言えるかどうかは分かりませんが、よく商習慣上で使う角印と呼ばれているものも、こういった電子署名の中に必要なのではないかということで登場してきています。

こちらはヨーロッパのほうでは既に使われている技術ですので、こういったものを含めて幅広く議論したほうがいいのではないかと思いますし、そもそも今、印鑑を要らないものにまで押していたりすることもありますので、まず仕分けなのだろうと思っています。まず印鑑が要るものと要らないものとを分けていただいて、要るものについてどういうものが必要なのかということが重要なのではないかと思います。

あと、先ほど一回申し上げましたけれども、全然電子化が進んでいないから拙速にいくというよりは、世界を見て、周りを見て議論すべきだと思っています。ガラパゴスとか

最終的に自分たちの首を絞めることになる可能性も残っていますので、そういったことがないようにしたいなと思っています。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

もし追加で御意見、御質問があればお願いしたいと思いますけれども、武井委員は手が挙がっているということですか。

○武井委員 降ろし忘れでした、すみません。

○大橋座長 失礼しました。

高橋先生はあれですか。

○高橋委員 1点、実印の効果というか印鑑の効果について整理したほうがいいと思うのです。私の認識だと、ぼんぼんぼんぼん判子を押して行って、その印章が本人の名義の印章と一致していたら、それは本人の意思で押したものと判例法上推定されて、さらに民事訴訟法上の推定の適用を受けて、全体が真正だという推定を受ける、という効果になっている。認印についても二段の推定の適用を認める判例が最高裁の判例にあって、この辺を法務省に確認する必要があるのではないかと思います。つまり、認印でもそういうふうな推定効があるのかどうかということです。これは正確に法務省に聞いたほうがいいと思います。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。後ほど法務省の方がいらしてヒアリングの機会がありますので、是非御質問をお願いできればと思います。

若干お時間が過ぎてしまったのですが、もし追加で御質問があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日は大変お忙しいところ、3社の皆様方、ヒアリングに応じていただきまして本当にありがとうございました。

(説明者交代)

○大橋座長 続きまして、同じ議題で関係省庁のヒアリングを行いたいと思います。

本日は、法務省民事局商事課、篠原課長。

総務省サイバーセキュリティ統括官室、赤阪参事官。

経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課、奥家課長にお時間をいただいております。

本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

また、質疑の対応として、日本トラストテクノロジー協議会より、手塚代表及び小川運営委員長にも御同席いただいております。

なお、手塚代表におかれましては、お時間は11時までと伺っておりまして、ちょっと時間が押してしまいまして、大変申し訳ございません。

本日はお時間を頂戴しまして、大変ありがとうございます。

それでは、御説明の時間を10分以内でいただいているということですので、早速3省庁より御説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○総務省（赤阪参事官） 総務省のサイバーセキュリティ統括官室の赤阪と申します。

資料1-2を御覧いただきたいと思います。

今回、論点が3つ挙げられております。

①といたしまして、いわゆるリモート署名につきまして、電子署名法における電子署名と解されるのかということが1点。

②といたしまして、日本トラストテクノロジー協議会という民間の団体におきまして、リモート署名に関するガイドラインが策定されております。このガイドラインの要件を満たすリモート署名が行われた場合に、電子署名法第3条による電磁的記録の真正な成立の推定を得られると解されるのかということが2点目。

③でございます。一部の電子契約サービスにおきまして、契約の当事者ではなくて電子契約事業者が電子署名を行うというサービスが行われておりますが、これにつきまして、電子署名法第3条による電磁的記録の真正な成立の推定を得られるのかということの3点があるかと承知しております。

順次回答させていただきます。次のページを御覧ください。

まず①でございますけれども、電子署名法における電子署名につきましては、電子署名法の第2条第1項に定義がございます。大きく2つの要素がございます。電子的な情報に行われる措置であって、（1）当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであるということ、（2）当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであることという定義がございます。今回の論点でございますリモート署名であっても、この2つの要件を満たすものについては電子署名法における電子署名に該当するものであると認識しているというところでございます。

②でございます。電子署名法第3条におきましては、本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る）が行われている場合には、電磁的記録であって情報を表すために作成されたものの真正な成立の推定、いわゆる推定効が働くと規定されているところでございます。

これを行うために必要な符号及び物件の適正な管理というところでございますが、その中の（1）を御覧いただきたいと思います。まず必要な符号につきましては、署名鍵について十分な強度の暗号が用いられていて、他人がなりすますということができないものを指すと解されているところでございます。それから、2つ目の物件の適正な管理につきましては、署名鍵が格納された物理的な媒体について、本人以外に使用不可能な方法で管理され得るものであるという内容を指すと解されているところでございます。

今回論点に挙げられております、日本トラストテクノロジー協議会（JT2A）が本年4月30日に公表した「リモート署名ガイドライン」につきましては、こうした署名鍵の保管あ

るいは運用等に関して、リモート署名事業者が参照すべきセキュリティー基準等を示したものであると承知しております。取引の安定性の確保の観点から、我々主務省において速やかにその内容の精査を行うほか、このガイドラインの運用状況等を注視していくことが必要であると我々として考えておりますが、このガイドラインに示された基準というものが電子署名法第3条の要件を満たす場合には、同条の推定効が働くことは否定されるものではないと認識しているところでございます。

続きまして、③に移ります。

○法務省（篠原課長） ③につきまして、法務省篠原のほうから説明をさせていただきます。

電子署名法の3条の要件等につきましては、先ほど御説明のあったとおりでございます。

そもそも電子署名法の立法自体につきましては、文章等における並びを考えまして、推定効をこの制度を設けるに当たって設けるべきではなかろうかというような発想からつくられたものでございます。署名・押印と同等の効力を認めるにふさわしい措置というのは、なかなかそれに見合う慣習や慣行がなかったものでございますから、直接的にこの規定が働く場合につきましては、本人でなければ使用することができない方法によるものであるということをもちまして推定効の基礎にしようということで立法がされたものでございます。

電子署名法3条の規定といいますものは、電子署名がされた情報に関しまして、何らかの紛争が生じ、裁判になった場合の証拠としての取扱いを規定したものでございます。そもそも裁判にならなければ直接的に機能しない条文と認識しております。裁判上、提出された証拠としての情報が否認ないし不知とされない限り問題とならない状況でございます。否認、不知がされた後に、立証の際、条文の推定効が働いてくると認識しております。

仮にこの推定効が働かない場合でありまして、回答欄の末尾の paragraph に書いてございますとおり、個々の事情を立証することによって、電磁的記録が真正に成立したものであることが裁判所上で証明されると認識しております。

今回、論点として示されました電子契約事業者が利用者の指示を受けて自ら電子署名を行うサービスにつきましてですけれども、立法の経緯からいたしまして、本人というところが非常に重要な要素でございます。本人が電子署名をしたということが判明しない仕組みにつきましては、既存の電子署名法3条の規定の効力を及ぼすというのはなかなか難しいのではなかろうかと認識しております。

私からの説明は以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関して、御意見、御質問をお受けしたいと思います。

一定程度御質問をまとめて、省庁及びトラストテクノロジー様の御回答をいただければと思っております。

それでは早速、高橋委員からお願いいたします。

○高橋委員 どうもありがとうございました。

まず、法務省さんにお聞きしたいのですが、今の御説明だと、総務省はリモート認証について3条の要件を満たしているというお話でした。それについて明言できないか、ということをもっと明らかにしていただきたいということ。

それから、民事訴訟法について言及されましたけれども、實際上、認印について推定効を認める裁判所の判決、最高裁の判決があるわけです。そういう意味では、現状の電子署名について、新しい技術ですから徐々に広げていくというのは重要だと思いますが、今日の時点に立って、2000年当初の範囲よりも思い切って広げることが重要なのではないかと思います。その点について法務省にお聞きしたいと思います。

以上です。

○大橋座長 今の高橋委員の点について、御回答いただけますでしょうか。

○法務省（篠原課長） 法務省の篠原です。

1点目、リモート署名の見解についてお尋ねがございました。リモート署名、総務省さんと同じ見解でございまして、法文上の要件を満たし得るものであれば当然推定効は及ぶ署名と認識しております。

2点目の3条の推定効の範囲を広げてはいかかかというところでございます。当然、推定効の事実である社会的、技術的基盤等が進みまして、本人が電子署名をしたということが技術的、社会的に認知されたという状況になれば、裁判所のほうで適切に推定効を及ぼすというような流れになるのではなかろうかなと思っているところでございます。

以上です。

○大橋座長 よろしいですか。

○高橋委員 追加ですいません。

ですから、法務省にお聞きしたいのですが、少なくとも認印についても實際上推定効を認めている判決があるわけです。そういう意味では、今の様々な電子署名というのは、はっきり言って三文判の印章よりもかなり強い証拠力というのがあるのではないかと思います。そうすると、それについては世の中の実態は追いついていないということですか。

○大橋座長 お答えいただいてもよろしいでしょうか。

○法務省（篠原課長） 法務省の篠原です。

三文判について推定効を認めたという事例につきましては、詳細については承知はしておりませんが、三文判、世の中に多く出回っている印判をもって、その方が使われたという認定が当然裁判所のほうでされた上での推定と思っております。そういう作用が同じように電子署名で行われるということであれば、推定効も及んでくるのではなかろうかと考えております。

以上です。

○高橋委員 どうもありがとうございました。

○大橋座長 それでは、岩下委員、お願いできますでしょうか。

○岩下委員 どうもありがとうございます。

今、私は高橋先生と同じような視点で、ちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほどの篠原さんのお話の中で、電子署名法上の要件が本人が署名したというような形になることが必要であるという回答されたと思います。はたまた、クラウドサインなる商品名で売られるような電子署名がありますけれども、こういうものは基本的に電子署名をするのは本人ではないですよね。秘密鍵を管理しているのは本人ではない。これはあくまでも、例えばさっきのシマンテック社が管理している秘密鍵をもって電子署名を生成している。この電子署名によって、多分改ざんがないことは保証できるでしょう。しかし、果たして本人の意思によって電子署名が生成されたかどうかということについては、シマンテック社がやったかもしれないので、少なくとも押印した本人、署名をしている本人ではないということになってしまうのだと思うのです。

はたまた、それを補強する技術として、クラウドサインの運営者さんがおっしゃるようなパスワードあるいは生体認証等を付与して、自分たちのシステムを通っていたものについては、実際の署名者は別の人だけれども、その人の権限によって生成されたものである、これは疑わなくていいと。それは先ほどから出ているガイドラインもそうなっているのだと思うのですけれども、その場合に、いわゆるデジタル署名を生成したという意味、あるいは秘密鍵を管理しているという意味と、それから、そういうプロセス全体で本人が関与したということは何とか証明しようとしているものというのは、電子署名法的には、そういう理解をした場合に、それが適用できるのかということについて改めて御意見をお伺いできませんでしょうか。

私は以上です。

○大橋座長 ところどころ微妙に聞こえたような聞こえていないような感じだったので、もし省庁のほうで改めて御質問があればしていただければと思います。

夏野委員、お願いできますか。

○夏野委員 ありがとうございます。

電子署名法の第3条のいわゆる物件、つまりICカードの件についてお伺いしたいのですけれども、これは2000年につくられた法律ということで、当時はICカードによる認証というのが本人性の確認に有効だと思われていたのだと思うのですが、ITの技術が発展する中で、もはや物理的なカードがあれば本人性を認証するなんていうのは全く常識的に外れていて、今や二段階認証とか、あらかじめ登録されたメールアドレスあるいは登録されている携帯電話等での二段階認証といったもののほうが本人性の確認は充実していると思われるのが世界のIT業界では当たり前になっているのですけれども、やはり物件というのがここに規定されていてICカードが必要だというのは、ここだけではなくてマイナンバーカードの問題でもそういう問題が起こっているのですが、これは改正というか、範囲を

広げる必要はあると思われていますか。それとも、思っていないでしょうか。質問です。

○大橋座長 ありがとうございます。

藤原政務官からもいただいているのですけれども、今質問をいただいてもよろしいですか。後でも構いませんけれども、どうでしょうか。

お願いします。

○藤原政務官 私も法務省になのですけれども、1つ目が、今の新しいタイプの電子署名について需要が大きいというふうなお話があるのですが、今、法務省のほうで裁判のIT化というのもやっていると思うのですけれども、実際にそういうことを今後進めていくときに、これは委任状についてどういうふうに扱うように設計していくのかと。これもある意味で平仄を合わせた話なので、そこについて教えていただきたいというのが1点。

228条を直ちに改正というのはいろいろなハードルがあるというふうなお話だったので、例えば裁判の判例を動かすときに、研究会をつくって裁判官の中での意思疎通を図ってガイドラインをつくっていくというやり方をよく裁判所がやっているようにも見るのですが、例えば今回電子署名に準じるものとして、どういう要件を備えたものであれば228条4項に類似した効果を設けられると。それは法律ではなくて、最高裁なりの研究会をつくって、そこでガイドラインを出して行って実務に影響を与えていくというやり方もあると思うのですが、法務省だと言えればそこまでなのですが、多分裁判官だと思っていますので、その点についても御見解をいただければと思います。

以上です。

○大橋座長 政務官、最後だけ音が飛んでしまったみたいなのですけれども。

○藤原政務官 すみません。

裁判所において裁判官で研究会をつくって、その中で電子署名としてどういう場合であれば、あるいはどういう機構を備えていれば、228条4項に準じた効果を出せるのかと。そういうガイドラインを裁判所でつくっていくということもあり得ると思うのですが、これは法務省の立場だと言えることと言えないことがあると思うのですが、裁判所として、あるいは裁判官としてそれについて御見解があれば教えていただければと思います。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、御質問にお答えいただけますでしょうか。

○経済産業省（奥家課長） 経済産業省サイバーセキュリティ課長の奥家です。

まず初めに、物件の考え方についてICカードだろうという御指摘がありましたけれども、ややこの法律の理解についても、恐らく当時の立法精神のところは正しく伝わっていないところがあって、ITの世界、システムの世界は高度化していくので、これ自体は技術中立性を意識した規定ぶりになっています。物件については、この電子署名をされた情報を管理するという物件ということでシステムの捉えていますので、そのシステムにおいて二段階認証、さらに二要素認証という形で、高度にセキュリティーが確保できているという

ことであれば、ここの中での要件ということで入ってき得るということで、二要素認証みたいなものが排除されているというわけではありません。

経済産業省のほうからは以上です。

○夏野委員 ありがとうございます。

是非それを周知していただきたいのです。例えばマイナンバーカードで最大の障害になっているのは、マイナンバーカードがオンライン申請でできないというのですけれども、実質システム的にはマイナンバーがあればできるはずで、カードが物理的に必要になっているのは話が違うと思うのです。

余計なことを言ってすみません。

○経済産業省（奥家課長） 今の話に加えまして、経済産業省のほうから、まさに真正性のレベルをどういうふうに確認していったオンラインに置き換えていくことができるかということが基本なのだと思っています。

そういった意味では、例えば行政と企業との間については、昨年から経済産業省のほうではGビズIDという形で、企業さんのほうから印鑑証明を一回出してもらったらそこでIDを振り出して、そのIDで行政手続をできるようにしようじゃないかと。そのときには二要素認証をやることで本人認証を行って、それで手続を行えるようにしよう。その取組をまたつなげていくことができないだろうかということ、昨年から既に補助金申請はこのGビズIDをベースにしたjGrantsという形でシステム化したりしてきています。

恐らく、真正性のレベルについては、受取り側がどのレベルのものを求めるのかというようなこととも関わってきます。そういった意味で、GビズIDという形で、この場合には経済産業省のほうがいただいた申請についてのある意味真正性について、これであるならば私たちとしては納得しますよという形で受け止める。それによって、オンライン申請をできるようにしていった、行政とのインターフェースにおける押印という手間を抜いていくというような取組をしています。そういった意味では、こういった取組を積み重ねていくということが非常に大切になっていくのだろうと思っています。

ちょっと余計なことをお話しました。すみません。

続きまして、法務省さんのほうから。

○法務省（篠原課長） 法務省の篠原でございます。

政務官からお尋ねのありました裁判のIT化の関係でございますけれども、私、ちょっと担当しておりませんので、正確なことを申し上げられませんので、後ほど御説明さしあげたいと思っております。

以上です。

○大橋座長 よろしいですか。

○藤原政務官 課長、裁判官としてそういうような形で研究会をつくって、実務をというか判例を事実上変えていくというようなことについて御見解を一言いただければと思います。

○法務省（篠原課長） 私は裁判官ではございませんけれども、手続的にはそういう流れが非常に合理的だろうと認識しております。

以上です。

○藤原政務官 ありがとうございます。

○大橋座長 是非念頭に置いていただければと思います。

岩下委員は先ほどのことですか。

○岩下委員 私の質問にはお答えいただいたのですか。

○大橋座長 音が飛んでいるみたいなので、もう一回短く言っていただくことは可能ですか。

○岩下委員 今日話題になっているリモート署名、クラウドサインの署名のやり方と、通常の電子署名法上定められた認定事業者等による仕組みの違いというのは、実際に本人によって署名をしているとみなすことができるのかと。その解釈なのではないかと私は理解しているのですけれども、その場合に、果たして、署名用の秘密鍵はよそにあります、ただ、その署名をつくってくれたものが自分のIDとパスワードと生体認証によって認証されたものとして出てきますという、その部分が切り離されて、離れたところにあっても、電子署名法上の署名であるという解釈にするかどうかという意味ですね。

だから、クラウドサインの人たちは、今の電子署名法だとそうはならないということで、電子署名法上の適用を受ける必要があるのだというようなことをおっしゃっているようなのですけれども、そこは今の電子署名法上の要件を満たしていないものだという理解が正しいのですか。それとも、それはそれで満たしていると考えてよろしいのでしょうか。そこについての回答をイエスかノーでお願いします。

○大橋座長 今、多分推定効は働かないという可能性だと思いますけれども、法務省さん、イエスノーで答えてくれということで。

○法務省（篠原課長） 法務省の篠原です。

音声が届き切れ届き切れでございまして、趣旨をつかみかねておるところでございます。

○大橋座長 岩下先生、先ほどもやはり音声が届き切れ届き切れなので、別途またお願いするなり、もう少し回線がよくなったときを見計らってもう一回お願いできればと思いますので、先へ進みます。

落合委員、お願いできますか。

○落合専門委員 分かりました。私からも質問をさせていただきます。

電子署名法3条の話が特に議論されておりますけれども、もう少し抽象的に考えてみると、デジタル規制改革という文脈を規制改革推進会議ではしていると思っております。その中で性能規定という議論をしていると思っております。技術的中立性を満たすということもそうですし、どういう形で保護すべき法益を、具体的な手段にとらわれず、新しい技術を導入しながら実施できるようにしていくのかというのが大事だと思っております。

その意味では、電子署名法3条というもので一体何を担保しようとしているのかという

ことを明確にするというのが、まず進めるために第一歩として重要なのではないかと思います。要するに、物件を持っているとかそういうことが要件になっているという議論はされているのですけれども、そもそも電子署名は何を確認しようとしているのか。要するに、本人が行動したということの本人性の話なのか、権限認証をしようとしているのか。また、改ざん防止であったり、一定の情報開示を担保する必要があるのではないかとといった観点があると思うのですけれども、この電子署名法3条では一体何をしようとしているのかということを教えていただければと思っております。主に法務省なのではないかと思います。

もう一点ありますのが、クラウドサインのほうから先ほど話があった中で、法務局での登記においてクラウドサイン等は認められていないということでした。これは実際そうなのだと認識しております。他方で、登記申請などのときに、印鑑も例えば不動産の所有権移転登記をするときに何でも認めているかということ、そういうことではないかと思っております。つまり、こういうときに法務省としてはどのような証明書をもって本人の印鑑であるということを確認されているでしょうか。

私が理解する限りだと、市区町村であるとか、または管財人などは裁判所が発行する場合もあると思っておりますけれども、こういった公的主体が発行する印鑑証明書だけが、押印の場合だと本人の印鑑であることを立証する手段として認められているのではないかと思いますけれども、このような認識でよいか。また、そのほかにもしあるのであれば、それを教えていただけないでしょうかというのが第2点です。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

武井委員、お願いできますか。

○武井委員 ありがとうございます。

まず1点目が、先ほどからいろいろな方がおっしゃっているとおり、今の物件という言葉でリモート署名の中で一部のものが読めるとは思っていない方もいらっしゃるの、物件という言葉をもし直すなら直す、省令化させるとかか、あるいは物件のままであっても今のリモート署名の中で読めるものがあるということは何らか明確に外に出す必要があるのだと思います。それは相応に外への強いメッセージにもなるので重要かと思っております。これが1点目です。

2点目が、推定効の話がいろいろ出ていたのですけれども、皆さんおっしゃっているとおり、推定効の条文の前に、文書はどういうときに真正なのかというのがまずあって、文書の真正を認めるのは別に推定効ではなくてもいろいろな認め方があるということは篠原さんも今日のペーパーに書かれているとおりで。ですので、こういった形で文書の真正性がこういった電子技術下において認められるのかということを含めていく。特にこの真正性に関しては、多分これは岩下さんがさっきおっしゃったことだと思いますけれども、本人性というセキュリティーに絡むところが結構大事になります。

ですので、こういった文書であれ、こういった態様のものであれば、本人が作成し改ざ

んがされていないということになるのかに関して、これは技術とかいろいろ、この分野を最近かなり詰めていらっしゃる総務省さんと経産省さんと法務省さん3者の共同で、どういったもの場合にはそういう文書の真正性が出てくるのかということの知恵なり行政としての考え方といったものを出していただくことが重要ではないかなと思います。

現にこういった真正性に関しては、各官庁がどういった文書をどういう形で受け入れるかということも絡むので、政府を挙げてやるべきでして、そういったものの中で総務省さんと経産省さんと法務省さんがコラボして出していただくということが大事ではないかなと思います。

その場合に、是非アジェンダとして入れていただきたいのが、今、電子署名の有効期間となっている5年のままでいいのか、短いのではないかという論点であったり、あと総務省さんがやっていらっしゃるeシールの話なども入れていただければと思います。

あと、電子署名に限らず、これは要するに、判子をなくしたからって何でもかんでも電子署名にいくわけではなくて、文書の真正性というのはいろいろな証明の仕方があるわけです。例えば契約書でも、別に電子署名をやらなくても、メールにPDFをつけてそれをやり取りすれば本人性は確認できるし、タイムラインもちゃんと取れるわけです。ですので、何でもかんでも電子署名だけというわけではないので、電子署名という世界を開拓していただくことももちろん大事なのですけれども、それ以外にもいろいろな真正のやり方があるのだということをして是非行政を挙げてやる一つの礎をつくっていただければと思います。

あと、このコロナの時期に、今でもいろいろなお役所、地方公共団体を含めてなのですけれども、データによる文書の受付を依然として断る。さっき物件という話が出ましたが、例えばCD-ROMといった固定物に固定化して出してくれとか、もしくはプリントアウトしてそれに判子を押してくれということをおっしゃる地方公共団体などもあります。そういった点は文書ではなく電子のデータをどういう形で受け付けるのかということにも絡むので、本人性と改ざんしていないという点に関して、是非3者、3省庁さんで横串を刺して考え方を出していただくということを行うことが、スピード感があっていいかなと思います。以上が2点目です。

3点目、もう一点申し訳ないのですけれども、これは商事課さんをお願いします。前回の成長戦略ワーキングで、今のコロナに関して株主総会の話が議論しまして、その中で、今、特に決算業務とか監査の現場の大変な時期に継続会という選択肢をやっているのですが、商業登記さんの絡みで是非お願いしたいのが、今、5月1日に商事課さんが、継続会における役員の改選登記に関して、任期満了でなく辞任届を本人から取ってくださいという取り扱いを公表されているのですが、これはまさに今の判子が取れない状態で、継続会を行うことのものでございまして大きな障害になっている。6月総会の定時総会第1部に役員の改選をにかけているということは、普通に6月に任期が満了するという企業の明確な意思なので、辞任届なんかを取らせないで、総会の議事録でよいという形にさせていただきたいと思います。今の商業登記の取り扱いでは継続会はできないに近いので、ここは是非新しい商業登

記の取扱いを出していただきたいと思います。強い要望です。

以上3点です。ありがとうございます。

○大橋座長 ありがとうございます。押印にも絡む話だと思いました。

それでは、高橋委員、お願いできますか。

○高橋委員 ありがとうございます。

鶏が先か卵が先かみたいな話があり、認証の話も我が国の判子文化を踏まえた法律であるし、それを踏まえて判子があれば安心だという商慣習が成り立っている。そうすると、その循環を変えるには、法的にきちんと代替できるような電子的な認証というのはこのようなものであるということを確認に出していかないと、この2つの関係は断ち切れないのではないかと思います。

そういう観点から言って、法務省さんも含めて、リモート認証が電子署名法に合っているのだということをはっきり言っていただいたので、これは明確にどこかの形で明示的に見解を公にさせていただくことが重要だと思います。

さらに、夏野委員もおっしゃいましたけれども、認印だって結局いろいろな事実関係の積上げの中で推定が成り立つとなっているわけですから、どういう積み重ねがあればある種それに相当するような推定効、要するに証拠力があるのかということを実例法や様々な商慣習を分析していただいて確認に出していかないと、この2つの流れは断ち切れないのではないかと思いますので、是非3省で共同してやっていただきたいと思います。

最後ですが、安心感を醸成するという意味では、文書偽装の話があって、現在、これは田中専門委員が来られているのでコメントしていただきたいのですが、文書の中に電磁的な記録にとどまる場合については偽造罪の対象にならないのではないかと議論があると漏れ聞いています。この辺について、電磁的な記録でも偽造罪で保護されると確認する必要があるのではないかと思います。田中委員、コメントをいただければありがたいと思います。

○大橋座長 田中委員、いかがですか。

○田中専門委員 デジタルガバメントワーキング・グループの専門委員を務めております、田中です。

専門は行政法ですが、弁護士もしております、そういった観点から御指名を受けたのだと理解しております。

まず、判子がないと刑法で保護されないのではないかとということが世間では言われることがあり、それが事実とは異なっているということが一つの問題としてあると思っています。例えば、有印私文書偽造罪に関して判子がないと成立しないという誤解、有印という言葉が先頭についているためそのような誤解があるのですけれども、実際は署名でももちろん成立しますし、記名であってもよいという判例があります。しかし、どうも判子がないと保護されないと誤解されており、そのような誤解が問題となっているのではないかと思います。

次に、電子的な契約の場合、紙に打ち出されていれば間違いなく文書であると言えますが、データ上のみ存在するものが文書に当たるのかどうか、今のところ確立した運用や判例がないため、そこで一つ不安が残ることになります。こういった文書偽造に関する誤解や不安を解消していくことが、判子に関する伝統や文化、慣習といったものを打破することにつながるのではないかと考えています。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

大塚副大臣からもいただいておりますけれども、よろしいでしょうか。

○大塚副大臣 関連で少し明確化したくて質問したいのですが、武井さんから物件で、これはリモート署名が読めるとは普通思っていないだろうという話があって、普通に読んだらリモート署名を読めるとは思わないと私も思うのですが、先程経産省の奥家課長の話聞いていたところ、物件はシステムの的に捉えているのだという話があったわけです。要は、さっきよく聞こえていなかったのですが、それは岩下さんの質問とも絡むのかなと思って聞いていたのですが、例えば鍵を管理しているシマンテックのサーバーも物件と捉えられるということなのかなと何となく思いながら聞いていたのです。そうだとするならば、今の電子署名法3条で物件と書いてあるけれども、これはクラウドなどのサービスも含めて読めるのだということになるのかなと思ったのですが、そこを明確にしたいなと思って質問をしました。

○大橋座長 ありがとうございます。

岩下先生の御趣旨もおおむねそういうところにあったということではよろしいですか。

○岩下委員 はい。結構です。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、主に法務省さんかもしれませんが、御回答をいただくことはできませんでしょうか。

○法務省（篠原課長） 法務省の篠原です。

まず落合委員からお尋ねのありました1点目、何を電子署名法3条で確認しようとしているのかという点でございますけれども、電子署名法3条につきましては、裁判所に提出された証拠としての取扱い、誰がその情報を作成したのかを推定する効力を与えている条文でございます。したがって、情報を作成したのは誰かということをつまみとすることが実質的な内容ではなからうかと考えております。

2点目でございます。登記申請の場面で使われている印鑑でございます。おっしゃるとおり、個人、その方が本当に存在しているのかということが分かる証拠として登記申請の際に実印を押していただいております。自然人につきましては、市区町村長が発行いたしました印鑑証明書、法人につきましては登記所のほうに印鑑を提出していただいております。提出する際については、御本人の地方自治体の発行した印鑑証明書を添付して登記所のほうに提出していただいております。以後、それを法人の印鑑として登記所に備付けをし、必要

に応じて印鑑証明書を発行しておるといような状況でございます。

本省にお尋ねのございました、武井先生の3点目の継続会における役員の取扱いでございます。第1の当初の総会で辞任届を求めた上で、総会で任期を満了させて、その第1回目の総会の日付で登記をするという取扱いを今想定しておるところでございます。辞任届をいただいてやる手続以外につきましては、部内での議論ではなかなか難しいのではなからうかなと考えているところでございます。ただ、御要望は承りたいと思っております。

法務省のほうからは以上です。

○経済産業省（奥家課長） 武井委員と大塚副大臣のほうから御質問いただきました物件ですけれども、大塚副大臣から端的に御質問があったとおり、シマンテックのサーバーであっても、それは物件に入ります。

ポイントになるのは、本人以外に使用不可能な方法で管理されているかどうかであって、それが自分のオンプレミスのサーバーでなくて外であったとしても、本人以外が使用不可能な方法で管理されているのであれば、それは認められる。したがって、リモート署名の場合であっても、高いレベルでセキュリティーが確保されているのであれば、推定効が働くことがあり得るのではないかというのが私たち3省庁での共通の理解になっています。

武井委員のほうからお話のあった2つ目と、恐らく落合委員のほうからお話のあった最後の点で、ポイントになるのは、推定効について随分お話しいただいていますけれども、オンラインのこういった処理を進めていくために一番重要なのは、真正性を一体どのレベルのものを求めているものに対してどのような仕組みを提供できるのかということになってくるのだと私どもは思っています。

まさに法務省さんのほうでは、非常に高い本人確認を認めないといけないケースが当然ございますし、そこまでのものではなくて、より柔軟に動けるようにということで、先ほど御紹介させていただきましたGビズIDのような形で、印鑑証明を一度提出いただけたら、そこでIDを振り出す。あとは二要素認証で手続を進められるようにするという形で、ある意味真正性のレベルをそのレベルであれば大丈夫ですよということで手続を認めているというような取組を進めているわけでございます。

私ども経済産業省としては、GビズIDについては補助金を既に申請できるようにしたりとか、企業の社会保険手続などにもこれを拡大していこうと。こういった手続を同じ真正性レベルであればこれでできますねということで広げていくことによって、オンライン上での取引のトランザクションができるようにするという取組を進めていくことが大切になるのだろうなと思っています。

経済産業省からは以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

若干お時間が押してしまっていて申し訳ございません。まだ手が挙がっている方がいらっしゃって、重要な話ですのでは是非お受けしたいと思えます。

武井委員は挙がっているのですよね。

○武井委員 1点だけ簡単にですけれども、先ほどの商業登記の継続会の指摘は是非よろしくをお願いします。あと物件の話も、セキュリティとかといったいろいろな技術によって多分異なると思いますので、そういったものを各官庁さんであったり各地方公共団体が個別に判断するのはいろいろな意味で限界があるので、やはり3省庁さんでこの分野に関してリーダーシップを取って、考え方をちゃんと示していただくと。それは別に文書に限らず、いろいろなものの真正性に関して考え方を整理していただくと大変ありがたいと思います。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、落合委員、お願いします。

○落合専門委員 ありがとうございます。

武井委員とほとんどかぶっているような部分がありますけれども、最終的には、各省庁からも御説明いただいたように、誰か作成したのか、その情報の真正性をどう確保するかということで、これは二段階認証、二要素認証等を採用するほか色々やり方もあると思います。直近の対策ということ考えた場合には、電子署名法の枠組みを変えていくということだとどうしても時間的猶予もないと思いますので、できることを整理していくべきだと思います。実際に印鑑についても実印とそれ以外は、要するに法務省の行政実務上も明らかな差異を設けているということになると思いますので、こういった点も考慮して、法務省、経産省、総務省で御検討いただいて、今できることをすぐにできる範囲で早急にガイドラインを出していただくということは、世の中のリモートワークであったり、コロナ感染防止のために役に立つのではないかと考えておりますので、是非よろしくお願いたします。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 全く同じです。できることをきちんとガイドラインを示すという形で、特にリモート認証は3省に今明言していただいたので、これについては必ず公にしていきたいということと、電磁的な記録の保護については、法制審議会になるかもしれませんが、少し長めにちゃんと検討していただければありがたいと思います。

法務省、よろしいでしょうか。そこはちゃんと回答していただきたいと思います。

○大橋座長 岩下委員、手が挙がっていますか。

○岩下委員 岩下です。

私から申し上げたいのは、先ほどどなたか業者さんのプレゼンテーションに、様々な法人の手続などで何か新しく有価証券を発行しますみたいなことを登記所に持っていったところ、それでは受け付けられないと言われたという指摘がありました。となると、民間の間でクラウドサインなり、NINJA SIGNなり、GMOサインなりが今普及していますけれども、

それがどんなに普及しても結局認められない。もう一回判子を押して持ってこいということになるわけで、それでは意味がないと思うのです。

その意味を持たせるためにはどうすればいいかという、クラウドサイン、NINJA SIGN、GMOサインを全国の全ての登記をする人たちが使えるようにすることが必要なのではないかと考えます。

民間に判子をやめてよいと言えるからには、役所側が少なくとも真正であるかどうかという確認ができないといけません。紙に打ち出したものをただ持ってこられても、確認はできません。それを使うためのサイトにきちんとログインして、本当にそれが真正なものかどうかを確認しなければ使えないはずで、それはそんなに難しいことではありません。なので、是非今回民間に勝手にやれ、ガイドラインはこれだと示すだけではなくて、そういう書類を持ち込まれる役所側もそれらの真正性がちゃんと確認できるように対応しておくことが必要であるということを申し上げたいと思います。是非3省さんにその旨合意していただいて、早急にその対応を取っていただきたいとお願いいたします。

以上です。

○大橋座長 それでは、副大臣、お願いします。

○大塚副大臣 同じ路線なのですが、要は、今までの話を総合すると、登記所でなぜクラウドサインなどを受け付けないのか全く理解ができないということだったのですけれども、今、岩下さんの話を聞いていて思ったのですが、登記所の窓口業務をやっている方にはインターネット環境があるのでしょうかということも心配になったのでそれも確認したいのと、あるとして、民事局のほうでこれを受けていいよと言えば、全国一斉に受けるようになるのだと思うので、直ちに通達なりを出すということで一瞬で解決するのではないかと思いますけれども、法務省さん、どうでしょうかということですか。

○大橋座長 法務省さん、お願いできますでしょうか。

○法務省（篠原課長） 法務省の篠原でございます。

登記の関係で、クラウドサインで打ち出した文書について印鑑を押してわざわざやらなければ受け付けられないという話を岩下委員のほうからいただきました。現状、登記の場合ですと、オンライン申請という形で受付、処理をすることができます。したがって、申請書あるいは申請書に添付する書面等を情報化いたしまして、電子署名をして電子証明書をつけていただければ、紙に打ち出すことなくオンラインで完結して処理をすることが現状できております。

副大臣からお尋ねのありました、通達一本で変えられるのではなかろうかというお話でございますけれども、なかなか一本というわけにはいきませんで、法令等の改正も恐らく必要になってくるのではなかろうかということで、若干ハードルが高いお話かなと認識しておる次第でございます。

以上です。

○大塚副大臣 だけれども、さっきの整理だと、電子署名法を変えなくても読めるという

ことだと思っておりますが、それは何で通達一本で駄目なのでしょうか。明確にするための省令があったほうが良いということであれば、省令を直ちにつくれば良いのではないかと申し上げますけれども、省令が必要だ、そのほうが安全だということなのでしょうか。

○法務省（篠原課長） 法務省の篠原でございます。

電子署名法の法律とは別に、商業登記、不動産登記につきましては、登記法という手続法がございまして、そこで使える書面や申請に必要なものを規定してございます。そういったところを見直さなければいけないという趣旨でございます。

以上です。

○大塚副大臣 分かりました。

では、どういうふうに見直せばできるようになるかをすぐに教えてほしいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○総務省（赤坂参事官） 総務省です。

1点だけ補足をさせていただきたいと思っておりますが、2つの論点が混ざってしまっている部分があるかなと思っております。我々、今回論点が3つありましたが、①と②についてはいわゆるリモート署名ということで、本人が署名をするのだけれども、それがリモート環境で行うということについてどう解釈できるかということが論点の大きな一つと思っております。もう一方で、クラウドサイン等のサービスにつきましては、本人が電子署名を押さずに、間に入っている電子契約サービス事業者さんが判子を押される立場になるということなので、これについては①と②とは少し切り離された論点かなと思っておりますので、その点を少し明確にさせていただきたいということで補足させていただきました。

以上でございます。

○大塚副大臣 何だかさっきの奥家課長の話と少し違って聞こえるのですけれども、どうなのでしょうか。

○大橋座長 どうでしょうか。奥家課長か、あるいは総務省の見解か、いただけますか。

○経済産業省（奥家課長） 私どもの見解は総務省さんと一緒ですので、3条の推定効が働くか働かないかということについて、解釈としてリモート署名という技術について排除するものではないということを確認しています。これは先ほども申し上げましたとおり、技術中立性をこの法律自体は確保しています。

一方で、リモート署名というものが必要なセキュリティーレベルを満たしているのかどうか、いわゆる真正性のレベルのところになってくるわけですが、そのところについてJT2Aのほうでガイドラインが出てきていますけれども、率直に言えば脅威と要件のようなことは書いてあるのですけれども、それ以上細かいこととかはまだ書いていない。

クラウドについて言うと、説明の資料の中にあつたとおり、クラウドのセキュリティーレベルが一般的に低いということを言うつもりは全くないのですけれども、一方で、クラウドは管理をしている中において、例えば使っている人とのインターフェースといったところの作り込みの隙間を縫って実際に攻撃が発生して、大規模な情報流通が発生してい

るケースとかもあつたりしますので、どのような形で使っていくかという技術要件をやはり見ていくということがどうしても必要になってくるだろうと。高いレベルの真正性を確保しないといけないということになってくると、どういった技術的な条件を満たさないといけないのかということはかなり詰めていかなければいけない。

JT2Aのほうはまさにその先駆けのような取組になってはいますが、一方で、非常に高いレベルのクラウドの技術、セキュリティー要件を満たそうとすると、例えばアメリカのFedRAMP、SP800-53に準拠したような極めて堅牢なシステム要求、セキュリティー要求をするようなケースが出てくると、これはこれで多分回らなくなっていくであろうし、そういったところを見ていきつつ、リモート署名というものがここで言っている真正性を確保するのに適している技術である、運用がそれでしっかりできるということを確認していくことが必要になってくる。

したがって、法解釈上は排除されませんが、3省間でそういったものについて今後検討していく必要があるだろうと認識しているということです。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

岩下委員、ほかに御意見はありますか。続いて高橋委員、お願いします。

ちょっとお時間のあれもあるので、手短にお願いできればと思います。

○岩下委員 何度もすみません。

今の御説明は分かったのですが、では民間で判子をなしにしようという最初に戻って、コロナ対策のために判子を押さなくていいようにしようじゃないかという話の解にならないですね。それは解にするようなものを見つけなくてはいけないのではないですか。これは緊急措置なのでしょう。緊急に対応できなくてこれから検討していきますって、それは解ではないと思うのですけれども、解を出さないつもりなのですか。

以上です。

○大橋座長 高橋委員、よろしいですか。

○高橋委員 岩下先生と若干ニュアンスは違うのですが、推定効ですね。しかも事実上の推定の話をしているのですよね。そんなに高いセキュリティーを要求するというほうがおかしいと思います。今時、社印だってPDFか何かで取って、画像をコピーして3Dプリンターで印字してしまえば、完全に印章が一致できる偽造なんて簡単なわけです。

そういう意味で、新しい技術の導入ということ考えた場合に、社会の変化にどうふうに対応するのかということを守守的に考えたら技術を殺すと思います。別に改ざんし放題という話ではなくて、今も言いましたように、電子的な記録を保護するというやり方で社会のニーズに合ったセキュリティー対策ができるのではないかと思います。その辺、真面目に考えていただければありがたいと思います。

○大橋座長 ありがとうございます。

副大臣もいかがでしょうか。

○大塚副大臣 時間が押しているのは承知の上で一言なのですけれども、サイバー攻撃などの話もあったのですけれども、それは軍事的な情報をどうするかという話とは全然違うわけで、例えば窓口で署名を求めるといったって、第三者が他人がやった署名を見破れるのかと。なりすましのリスクや、押印も第三者ができるわけであって、さっきPDFで社判という話がありましたが、最近私が個人的に交わした契約書も社判みたいなものが入っているのだけれども、よく見たら印刷ではないかと思って聞いたら、最近のコロナ対策でスキャンしてみんなですべて使っていますみたいなことを言っていた会社があったのですが、はっきり言ってそういう次元でいいわけなのです。それを難しく考え過ぎて、結局世の中の求めに何も応えられていないということになっていると思うので、少なくともこのコロナの間、何でクラウドサインが駄目なのかもさっぱり分からないという感じがありますので、何ができるかというのを早急にまとめて、3省で意見を合わせて出してほしいと思います。これは軍事情報の話ではないので。

○大橋座長 ありがとうございます。

落合委員もございますか。

○落合専門委員 1点だけなのですけれども、高橋委員からもさっき御質問があったような、3省でガイドラインをつくってということについては早急に御検討いただくというのはお約束をお願いできればと。そうでなければ、今議論をしている意味がないということになると思いますので、よろしく願いいたします。

○大橋座長 おおむね御質問をいただいたのですけれども、もし3省庁のほうからございましたらいただければと思います。

○経済産業省（奥家課長） やや議論がごちゃごちゃになっている部分があるように感じましたので御説明させていただきたいのですけれども、先ほどリモート署名の関係のところについて、3条に関わるかどうかということについては、真正性のレベルの問題はありますということでお話ししていますけれども、一方で、そのレベルの真正性を求めないケースは山ほどあるわけで、先ほど落合委員や武井委員のほうからもありましたけれども、受け手、要するに役所側が受けるときに、そのレベルの真正性であればいいですよという形で、別にこの3条に基づく電子署名である必要はないわけです。

したがって、先ほども申し上げましたとおり、GビズIDのようなより簡易な形で、押印なく手続を進められるようにするというような形でそこをプッシュしていく、進めていくということをやっている、補助金のほうは既にそれで申請をできるようにしていて、その対象を広げていこうということをやることによって、一番の目的であるオンライン申請、判子を使わないで手続を進められる世界を広げていこうとしているということは御理解いただきたいと思います。

その上で、できないのではないかとおっしゃっていることが、登記所との関係のところでもありますと、登記所については、先ほど法務省さんからお話があったとおり、違う法律の手続のところだと理解しております。

電子署名法の3条は、あくまでも推定効がある意味アプリアリに適用される世界になっているわけですが、実際に説明をさせていただいている資料の中でも、個別のケースについて推定効が必要な場合について、裁判所において認められるものであればそれは成立するというところで、実際の個別ケースのところについてはある意味対応はできるということになっていますので、いわゆるオンライン手続、判子を押さないでいい世界を広げていくということと、この3条の問題というのが直接的に全部絡んでいるわけではないということは御理解いただきたいと思います。

私たちとしては、とにかく判子を使わないで済ませられるようにしようということで、前からずっと取り上げていく中で一番難しかった法人の関係のところをGビズIDという形で簡易的に振り出せるような形にして、ここは大きく進んでいくのではないかと考えています。こういった取組をしていながら、できるだけオンラインでやれる世界、オンラインで処理できる世界を広げていきたいと考えています。

以上です。

○法務省（篠原課長） 法務省の篠原でございます。

登記手続のお話を先ほどさせていただきました。現状、法人につきましては登記所のほうに印鑑の提出をいただくという取扱いをしておりますけれども、今般、商業登記法を改正いたしまして、印鑑の提出を要しない場合の会社の設立を認めるというような方向にかじを切っております。

したがって、印鑑証明書が出ない会社が出てまいりますけれども、そういった会社につきましては電子証明書を活用して、オンラインで様々な事業活動をしていただくのかなと考えております。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

落合委員と高橋委員、ございますか。

○高橋委員 では、私のほうから。

対行政の受入れの話はデジタルガバメント部会でもしっかり作業しています。それはそれで規制改革として取り組むという話です。それと並んで、民のほうの電子についての真正の推定について実務を明確にして、そういう形で普及させてくださいというお願いなのです。行政手続のほうに取り組んでいるからあとは要らないという話にならないということを確認していただければありがたいと思います。

○大橋座長 ありがとうございます。

お時間もかなり押してしまったので、もし特段ございませんでしたら、法務省、総務省、経産省及び日本トラストテクノロジー協議会へのヒアリングはここまでとさせていただきます。

所感ですが、おっしゃられたように、日本トラストテクノロジー協議会のリモート署名のガイドラインはありますが、極めて限定的なところでの解釈の拡大というのが必

要であるというガイドラインになっているのかなと思っています。

今、足元で電子署名の使い勝手をよくすることというのは喫緊の課題であって、受け手側からすると使い勝手が悪いと思われているところがあります。おっしゃられたように、個別のケースで対応ができるというところも、使う側からするときちんと理解されているのかというところもありますので、法務省をはじめとして、3省庁に今日お越しいただきましたけれども、是非前向きにかつ迅速に御検討いただいて、分かりやすいガイドラインなり指針をしっかりと世に示していただくことが何よりも重要だなと思っていますので、是非よろしく願いできればと思います。

本日はお時間をかなり超過してしまいましたけれども、いただきましてありがとうございます。

(説明者交代)

○大橋座長 それでは、よろしければ次の議題へ移りたいと思います。

本来はもう終わるお時間なのですけれども、次も重要な課題であります押印についてということで若干お時間をいただきまして、本日は法務省民事局の大野参事官にお越しいただいております。

それでは、10分で御説明をいただくと伺っております。なるべく手短にお願いできれば幸いですけれども、お願いいたします。

○法務省（大野参事官） 法務省民事局の大野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

法務省より御提出いたしました回答書と補足説明のためのポンチ絵を基に、押印に関する民事訴訟法上の規定について御説明いたします。若干釈迦に説法になるところがあるかと思いますが、御容赦ください。

お手元には「論点に対する回答」という文書がございます。もしデータでのみお持ちの場合には紙媒体のものがあるということを御想像ください。

この文書を例えば裁判の当事者が証拠として使ってほしいと言ってきたとします。その当事者は、これは法務省が作った文書だと言っている。話を単純にするために、ここでは法務省というのは省庁の名前ではなく、「法務 省さん」という人間で公務員ではない人物だと考えてみてください。この文書には漢字で法務省、つまり「法務 省さん」の名前が印字されておりますけれども、判子はありません。そうしますと、この文書を「法務省さん」が作った文書として裁判の証拠に使うことが許されるのかどうか、どういった扱いになるのかと。今日お示したいのはそういった問題でございます。判子のない文書は裁判においてどのように扱われるのかというのは、御説明したい民事訴訟法228条4項という条文を別の角度から見た問題です。

まず一般に、民事裁判のルールとして、ある文書を証拠に出す人はその文書を誰が作ったのかということを証明する必要があります。民事訴訟法228条1項にこのルールが書かれております。お手元のポンチ絵の下のほう、欄外の条文を御覧ください。民事訴訟法

228条1項は、「文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない」という表現を用いております。この成立の真正というのは、シンプルに言い換えれば、その文書を誰が作ったのかということです。

引き続きポンチ絵の本文を御覧ください。例えば「論点に対する回答」という文書は大事な証拠だと当事者から言われたときは、その文書に書いてある内容がどれだけ確かなのか、どんな事実の証明にどれだけ役に立つのかといったことを検討したくなると思います。これはポンチ絵で申し上げますと、実質的証拠力という中身の問題となります。

けれども、そもそも誰が作ったかもはっきりしない文書というものは、中身の問題を考えるには値いたしません。そのため、中身の問題を考える前に、裁判所は、これは「法務省さん」が作った文書だと当事者は言っているけれども、本当にそうなのかということを手相方の言い分も聞きながら判断する必要があります。ポンチ絵で申し上げますと、これが形式的証拠力と呼ばれるもので、いわば入り口の問題です。

改めてお手元の「論点に対する回答」を御覧いただければと存じます。実際にはこの文書は法務省がワープロソフトで作ったものですが、裁判官はその場面を見ていないわけですので、これが「法務省さん」が作った文書だという当事者の主張が正しいかどうかを、その文書や当事者の言い分などを見分しながら推測するしかないものです。

この推測に役立つのが経験則と呼ばれるものです。例えば、この「論点に対する回答」が内閣府の成長戦略ワーキング・グループのウェブサイトに「法務省さん」が提出したのとしてアップロードされたという事実が明らかになれば、その他の疑わしい事情がない限り、皆さんはこの文書は「法務省さん」が作ったのだなということを推測するのではないかと思います。

このように、世間一般に通用する経験則を基に、裁判官が事実を推測することを事実上の推定と呼んでおります。そして、民事訴訟法228条4項にはこれに関する一つのルールが書かれております。ポンチ絵欄外の条文を御覧ください。若干省略して民事訴訟法228条4項を読みますが、私文書は、本人の署名または押印があるときは真正に成立したものと推定すると、公文書以外の文書について規定しています。シンプルに言い換えれば、ある人がサインをしたか判子を押した文書は、その他に疑わしい事情がない限り、その人が作ったと推定する、推測するということです。つまり、文書に判子を押す人は普通その文書を自分が作ったものとして、その内容を引き受けるという意味で判子を押すのだという我が国では今まであった当たり前の経験則を基にした推測のルールを規定したものです。

引き続き、ポンチ絵の本文を御覧いただければと思います。例えば仮に「論点に対する回答」に判子が押してあるとして、もし「法務省さん」が自分の判子を押したという事実を当事者が証明すれば、その他に疑わしい事情がない限り裁判官は「法務省さん」が作った文書だと推測いたします。

他方で、「法務省さん」が自分の判子を押したという事実を当事者が証明したとしても、その他に疑わしい事情があれば、裁判所は「法務省さん」が作った文書だとは推測

いたしません。

このように、民事訴訟法228条4項が問題としておりますのは、「法務 省さん」が自分が判子を押したという事実が明らかにされた後の推測の仕方でございます。228条4項が定めるものは、先ほど申し上げましたとおり、作成者が本当に作ったかどうか、形式的証拠力の判断をするに当たり、暫定的な仮置きの出発点として、押印のあるものはその人が作ったということにしましょう。しかし、そうでない事情が出てきた場合には、そのような推定はなかったことになって、作成者とされる人が作ったのではなかったのですねとなって入り口からはねられるというものでございまして、証拠の価値については何ら定めるものではございません。

ポンチ絵に「民訴法228-4は、形式的証拠力に関し、反証可能な、事実上の推定を規定」とございしますが、これはそのような意味です。

以上の次第でございまして、民事訴訟法228条4項というのは、文書などへの押印の要否について定めたものではございません。入り口である誰が作ったかということ判定するに当たって、反証が可能な事実上の推定を規定しているにとどまるものであり、そのため、民事訴訟法228条4項の解釈として、いかなる場合に押印が必要であるかということ導き出すことは困難です。それについては、業界の慣行や取引当事者がそれぞれ決める事柄なのではないかと考えているところでございます。

法務省からは以上です。

○大橋座長 分かりやすい御説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまいただきました御説明について、御意見、御質問をいただきたいと思っておりますけれども、まず高橋委員からお願いいたします。

○高橋委員 ありがとうございます。

法務省の資料に署名と電子署名にも押印と同じ効果がある、民訴法228条4項は根強い押印の慣行の原因とは言えないと書いてあります。しかし、私が先ほどから議論しているのですけれども、最高裁の昭和50年6月12日の判例時報783号100ページは、認印にも2段階の推定を認めている。ところが、電子署名法は明らかに印鑑証明と同じようなセキュリティがないと推定の効力を認めていないわけです。これは電子署名と普通の文書と明らかに差別しているわけです。これは根強い慣行の原因とは言えないと言えないのでないでしょうか。その点について御回答いただければありがたいと思います。

○大橋座長 お願いできますでしょうか。

○法務省（大野参事官） 同じ回答になってしまって大変恐縮でございますけれども、例えば民事訴訟法228条4項は、押印と署名というものを同等に扱っているところでございます。仮に228条4項が押印文化を助長しているということでありましたらば、署名についても広く用いられることになるのかなと思いますけれども、社会の実態は必ずしもそのようにはなっていないというところから、このようにお書きしたものでございます。

○高橋委員 繰り返しますが、電子署名、つまり電子的な書面と紙の書面とを民訴と電子

署名法は差別していませんか。

○法務省（大野参事官） 申し訳ございません。もう一度よろしいでしょうか。

○高橋委員 繰り返しますが、電子署名法の推定規定は印鑑証明と同等のセキュリティーではないと推定効を認めていない。ところが、民訴法の判例解釈を通じた現在の運用は、認印という紙の判子についても推定効を認めるわけですね。これは書面と電子署名の差別なのではないでしょうか。

○法務省（大野参事官） 電子署名法と民事訴訟法上のレベル感に差異があるというのは御指摘のとおりかもしれません。

○高橋委員 だから、それを同等のものにするのが必要なのではないのでしょうか。新技術なので全部一緒には言いません。でも、単なる事実上の推定だったら、電子署名についても、技術の定着と同様に、事実上の推定にふさわしい範囲まで広げるとし、そういうものがデジタル社会に法が合っていくための一つの手段なのではないのでしょうか。

○大橋座長 いかがでしょうか。

○法務省（大野参事官） 御指摘の趣旨は電子署名法をもう少し使いやすくしていくべきなのだと理解いたしました。当職は民事訴訟法のみを所管しております。申し訳ございません。

○高橋委員 では、法務省は電子署名法は所管ではないのでしょうか。

○法務省（大野参事官） 申し訳ございません。先ほど出ておりました商事課が電子署名法を所管しております。

○高橋委員 縦割りですから、そこは法務省の中で民事局と商事課で調整していただければありがたい。同じ役所なので。

○大橋座長 今、傍聴でいますか。帰ってしまいましたか。

事務局、どうですか。いらっしゃいますか。

○吉岡参事官 確認してまいります。

○事務局 事務局でございますが、前の議題の法務省の方は帰られてしまいましたので、後ほど省内で共有していただくという形でもよろしいでしょうか。

○大橋座長 では、そこは前の議題と続いていたものですから、申し訳ございませんが、そこのところはよろしくお願いします。

それでは、夏野委員、お願いいたします。

○夏野委員 御丁寧な説明、ありがとうございました。

民事訴訟法の在り方というか、どういうことでこういうふうになっているのかという御説明としては極めてよく分かる説明をしていただいたのですが、必ずしも今御説明いただいたような解釈を世の中一般の人たちがしているとは限らなくて、実はこの前に民間の弁護士の方も含めたヒアリングをしている中でも、この民事訴訟法の署名または押印と書いてあるのだけれどもほとんど押印だと認識していて、実際にそういう認識をされている法曹関係の方もいらっしゃるといことが事実としてある。

そういう意味で言うと、今、電子署名とかが出てきた中で、電子署名とかあるいはいろいろな形で押印というものがされているのですけれども、そういったものが今御説明になられたようなことをもっと具体的に国民に分かりやすく説明するようなガイドラインやQ&Aみたいなものを、実際に法務省さん、あるいは株主総会の在り方Q&Aというのが経産省さんと法務省さんで一緒に出されていると思うのですけれども、連名でも構わないので、この解釈の仕方はこういうことなんですよということを説明するようなものを出していただくということはできませんか。現実には世の中に押印文化みたいなことが起こっていて、おっしゃられたようにみんな勘違いしているのだと思います。ただ、それは勘違いを是正してあげてもいいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○大橋座長 落合委員の御意見も聞いてからお答えいただければと思います。

落合委員、お願いいたします。

○落合専門委員 分かりました。

御説明いただきましてありがとうございます。

私のほうも、慣行の原因かどうかという点を除いては、民事訴訟法について同様の理解をしております。結局、実際に慣行の原因になっているかどうかということ言えば、例えば弁護士会の中であったり事業者の業界団体の中で話をしている、法務系のセクションの人間だったり弁護士資格を持っている人間が、印鑑があったほうが訴訟上よいというアドバイスをすることは非常に多くございます。御指摘いただいたとおり、署名などの方法で同様の効果も得られるのではないかというお話だとは思いますが、ただ、必ずしもそういうふうには世の中では認識されていないということは、夏野委員もお話しされたところと全く同様だと思っております。

また、先ほど、これも別の部局に伺った話ではありますが、必ずしも所管ではないということかもしれませんが、例えば登記申請であったり、一定の行政手続については、印鑑の中でいわゆる実印という印鑑証明をされている印鑑を特に効果があるものとして採用されております。実際に裁判実務上どうかということをお答えいただくのは難しいかもしれませんが、印鑑証明があるような印鑑のほうが一般的には推定を受けられる可能性が高いと認識しております。逆に、ないと、争われた場合に一から立証しないといけない場合があるということだと思っております。

こういった基本的な事項についても、必ずしも世の中に十分共通理解が得られていない。これがコロナ対策の状況下において、リモートワークや電子的な活動を妨げる原因になっているということは非常に広く認識されているところでありますので、実際にどこまでガイドライン等書けるかという話はあるとは思いますが、誤解を解くための説明や努力は、今、この状況下において早めにやっていただくということは非常に重要なのではないかと考えております。

電子署名のほうで議論されていた話でも、民事訴訟法228条と対照すべき電子署名法3条においても、要するに誰が作成したのか、作成者が誰かという意味で情報の真正性はど

うなっているのかというのが最大の目的になっているということです。電子署名法と分かれて民事訴訟法というものがありますが、本質的には民事訴訟法の中に電子的な証拠についてどう作成されるべきかということが書いてあっても全くおかしくないような話だと思います。その意味では、文書でなくて電子書面になった瞬間に所管が違うという話自体は、ある種それ自体が不要な切り分けをしてしまっているというか、本当は紙であろうが電磁的記録であろうが、何を確認すべきなのかという一貫した柱に基づいて整理がされていないといけないのだと思います。

そういう意味で、私の意見になるところも含めて述べましたけれども、結論として、誤解を是正するための努力はしていただかないといけないのではないかと思います。また、押印という中でも印鑑証明書とそれ以外の印鑑の区別はどういうふうに考えるのか。あとは、電磁的記録についてもどう考えるのかということがあります。これについては、必ずしも裁判所を拘束できるようなものができないというのは当然のことだと思っておりますけれども、何がしか整理を分かれていない世の中の方が多ければ、それは逆に民事訴訟法もちゃんと使えないということになっているのだと思います。このような点を踏まえて、適切なガイダンスを出していただいた上で、ちゃんとコロナ対策のための活動ができるようにしていただければと思います。これについて御意見をいただければと思います。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、今、高橋委員と落合委員から御意見を含めてあったのですけれども、御回答をいただくことは可能でしょうか。

○法務省（大野参事官） 民事訴訟法228条4項につきまして、先ほど御説明申し上げましたように、作成者が本当に作ったかどうかという入り口の判断をするに当たって、暫定的な仮置きの出発点を置くものなのです。実態として、どれほどの証拠価値、それが正しいかどうかといった実質的証拠力は別の問題です。

こういった先ほど御説明したようなことを改めて御説明することはもちろん可能であるとは思っておりますが、さらにそれを飛び越えて、こういったものには必要ですとか、こういったものには必要ではありませんというのなかなか難しいところがございます。

そこは、先ほどもございますが、裁判例というのは日々大量につくられており、一般に広く公開まではされていないので、法務省としてもこれらを網羅的に把握しているわけではないという事情がございます。

また、どのような書面が問題になったかということは、結局のところ、紛争の経緯ですとか背景によるものであって個別性が強いものですから、なかなかそれを類型化していくのはかえってミスリードになるおそれもありますし、法務省としてもなかなかそれを知るすべもないというところが実情です。

○夏野委員 夏野ですけれども、よろしいですか。

一般的に言うと、例えば請求書に押されている判子とか、あるいはそれが電子的にメー

ルで送られていて、そのメールアドレスがその会社の人であることが証明されていてという一般的な記述を想定すれば、それは有効ですよ、そこに別に印鑑が必要なわけではありませんよみたいなことは言えると思うのですけれども、それでも駄目でしょうか。

○法務省（大野参事官） 抽象的にはもちろんそのとおりだと思いますけれども、いざ紛争になった場合に、判子がないなら、ない理由というのが問題になる余地というのもあり得るところでして、それが業界の慣行なのか、あるいははたまた別の理由なのかというのは恐らく事案によって千差万別なのかなと思っており、そこを申し上げるのはなかなか難しいと思っていますところでございます。

○夏野委員 では、法務省さんではなくて、例えば経産省さんとかほかの省庁さんがこういう事例はということを作って、その経産省がつくった事例について法務省的に言うと、これは別に判子があってもなくても証拠能力としては本人の真正性の確認はできると一般的には解釈されます、いや、この場合は解釈されませんという判断を法務省さんがするというのは可能ですね。

○法務省（大野参事官） 結論まで申し上げるのは難しいとは思いますが。

○夏野委員 では、ほかの要素がなければということ言えば、今実際におっしゃっているように判断することは可能ですね。

○法務省（大野参事官） 例えば考える視点の御提供といったようなことは、形によっては可能かもしれません。今、どういった形になるのかというところを具体的に終着点まで想定して申し上げているわけではないのですが。

○夏野委員 まさにそういうことだと思うのです。みんなはそこに判子がないといけないものだ、法的な真正証明能力など関係なく思っているわけなので、いかなる形でもいいのでそういう示唆ができれば。だから、株主総会のQ&Aなんていうのはいい例だと思っていますが、そういう形でもいいので何らかの発信をしていただきたいというのがお願いです。

○岩下委員 ちょっと口を挟ませていただいてよろしいですか。

私は法務省さんと何度か研修などでお付き合いがありまして、何度か裁判所とか御省などにお伺いさせていただくことがあります。そうすると、発令みたいなものをもらったりします。必ず判子が押してあります。法務省の法務大臣とか課長さんだか何だかの判子が押してありました。

別に民間の全ての裁判事例はいいので、法務省さんはどういう発想で判子を押しているのですかということだったら言えませんか。法務省さん自身が判子を全然使っていないのであれば、それはそれで立派なものだと思いますけれども、大量に使っているような記憶は私はあるので、そうすると、それはどういうふうな判断で、一体何が228条なのだから、どこが紛争になるのだからということはどう考えているのですかという話ですね。それは法務省がこう考えているということを経張すれば、民間だって考えようがあるのではないですか。

以上です。

○大橋座長 随分手が挙がっているので、ある程度まとめて御回答いただければと思います。

武井委員、よろしいですか。

○武井委員 お疲れさまです。

今日こちらに大野さんがいらっしゃる前のセッションで、総務省さんと経産省さんと法務省さんの3者で何らかの考え方を示していただけませんかというお願いをしていましたが、そこには是非大野さんも可能な形で役割の中でジョインしていただければなと思うのですが。結局のところ、判子を押さないと文書の真正性は担保されないのではないかということはどういうふうに見るか。しかも、判子というのは世の中みんな実印を使っているわけでもないですし、高橋先生がおっしゃるように認印だってある。

今回、判子をなくした瞬間に何でもかんでも電子署名になるかということ、電子署名がないと文書の真正性がないというわけでもないの、どういうふうな文書であれば、世の中も改ざんなくかつセキュリティーの関係上も大丈夫なのかといった考え方をきちんと整理して、それをある意味世の中にも出し、かつ特に地方公共団体を含めていろいろな官の申請を今判子でやっているものについても、こういう文書であれば真正だと考えられますよということを、3省庁さんで何か出せませんかという話が出ているのです。大野さんがご指摘頂いた、裁判の中でそもそもこれは文書の成立がどこまで争点なのかというのはおっしゃっているとおりだと私も思うので、判子以外でもこういったものだったらその人が真正に作ったものですよということで、参加して頂けませんかと言うことです。セキュリティーの関係は総務省さんもいろいろ詰められているので、そういったものの中で3省庁さんがまとめるガイドラインなどに参加していただいて、何も裁判所としてどう考えるかという正式なものでなくて、考え方に違和感がないという形で、法務省として参画していただく中に大野さんも加わっていただいて世の中に発信すると。そうするといろいろな形で世の中に出す説得力がかなり増すと思いますので、そういったものを含めて、大野さん一人で何かやっていただくという話でなく、3省庁とかのやっていく中に参加していただいて、判子がなくても文書の真正性は保てるんだという世界、電子署名の世界とそれ以外の世界を含めて、いろいろなことを示していただくところに何らか参加していただくありがたいなというのが私の意見です。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

あと高橋委員、落合委員、続けてお願いします。

○高橋委員 今までのお話に尽きていると思いますが、今できる基本的な最低限の観点を何らかの形で、今おっしゃったように3省と共同でもいいですが、明示的にコロナ対応ということ出すのが法務省の社会的な責任だと私は思います。そこを理解しておいてください。

それから、判例分析は大変だとおっしゃいました。けれども、法改正を実施するときに判例分析をしない法務省の作業はないです。そういう意味では、ある程度のスパンは要ると思いますが、しっかりした判例分析、実務の調査をしていただいて、民訴法の解釈に相当するようなものとしてこんなものがあり得るというのは出せると思うのです。それは、個別だからできませんという話について私は了解できない、ということをお願いしておきたいと思います。

○落合専門委員 では、先ほど御説明いただいた中で、形式的証拠力と実質的証拠力の話で、形式的なものは入り口だけだというお話があったと思います。一方で、例えば売買契約書や法律行為を記述するような文書、いわゆる処分証書については、形式的証拠力が認められると一定の行為があったと認められると理解しております。これもどちらかというところと裁判上の整理だと思っておりますが、こういうことがあると思っておりますので、必ずしも形式的証拠力だからただの入り口にすぎないというよりは、これが実質的な意味を持つ場合もあるとは思っております。

あと、1点伺いたいのが、実際に文書の成立の真正を争われた案件というのが例えば1年間でどの程度あるかということについては、法務省もしくは裁判所の統計上で何か示されているものはありますでしょうか。真正について争われていない、認めるという答弁だけがされているような場合については、そもそも民訴法228条の問題にならないと思いますが、これについては実際に問題になっているのがどのぐらいの割合があるかと思いましたが、この割合が必ずしも高くない、もしくは裁判例で判断されている例が必ずしも多くないということが、裁判例が年に何件あるかというのは客観的な情報として存在すると思うのですけれども、そのうち何件が争われたかというのは、例えば判決上のものであれば統計自体は可能だと思うのですが、これについてももし御存じであれば教えていただければと思います。

○大橋座長 それでは、大野参事官、お願いできますでしょうか。

○法務省（大野参事官） まず最後の統計の関係でございますが、法務省として御指摘のような統計を把握できているわけではございません。また、私が聞き及ぶ限りでございますが、最高裁がそういったことを統計として取っていらっしゃるという聞いたことがございません。恐らくないのではないかなとは推測されるころではございます。

その上で、御指摘を受けた点につきましては、どういった形で何をお示しできるかということ、本日頂いた御指摘を踏まえ、持ち帰りまして検討いたします。

○大橋座長 押印は、いずれにしたって最後は法解釈の判断というのは司法の判断であることは間違いなくと思いますけれども、ただ、それが受け止めの民間側からすると、本人の真正性を押印でないと示せないという感じの捉え方をされていると、非常に社会コストが大きいのではないかと感じざるを得ないと思います。

また、今回コロナ危機対策のためにこうした議論をされているということも是非よく御理解いただいた上で、先ほど持ち帰っていただけたということでしたけれども、是非他省

と連携して、正しく民事訴訟法あるいは押印の在り方について発信をしていただければと強く願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の法務省のヒアリングはここまでとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(法務省退室)

○大橋座長 お時間が30分超過してしまったのですけれども、もう少しありまして、お付き合いください。

議題3は「規制改革ホットラインの処理方針について」ということで、事務局より御説明をお願いします。

○吉岡参事官 今回、令和2年2月20日から令和2年3月19日までに各省庁より回答のあった提案につきまして、資料3のとおり処理方針案を作成いたしましたので、こちらについて本ワーキング・グループにおいて御検討いただきたいと思いますと考えております。

なお、係る処理方針につきましては、事務局より事前にメールで委員、専門委員の皆様にご確認いただいた内容になっておりまして、資料3のとおり、公表されるのは◎、○、△のついたものとなっております。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について何か御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

もしよろしいようでしたら、規制改革ホットラインの処理方針については資料3のとおりということで決定させていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、議題4「株主総会に係る書類のウェブ開示拡大について」に移ります。

本件についても事務局より御説明をお願いいたします。

○吉岡参事官 前回のワーキング・グループで、副大臣、議長をはじめ皆様に御議論いただきました件につきまして、資料4のとおり画面に共有させていただいておりますが、本日森法務大臣のほうから閣議後記者会見でこのような形で公表されましたので、御紹介いたします。

以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

今の御説明ということで、また資料のほうも共有させていただきたいと思います。

それでは、これにて本日の議事は終了とさせていただきます。

時間を大変超過してしまって申し訳ございませんでした。

事務局から最後にございましたらお願いします。

○吉岡参事官 日程についてはまた後ほど御連絡させていただきます。

以上でございます。

○大橋座長 それでは、本日の会議はこれにて終了といたします。

本日、本当にお忙しいところ、どうもありがとうございました。